

中国相続法の現代的課題（1）

朱

曄

- 一 はじめに
- 二 中国相続法の原理と問題点
 - 1 公民の合法的財産相続権保護の原則
 - 2 相続権の男女平等原則
 - 3 権利・義務一致の原則
 - 4 養老育幼原則
 - 5 当然限定相続原則
- 三 中国相続法に関連する最新の動向
 - 1 遺産の範囲について
 - 2 婚姻法（家族法）の改正による夫婦財産制の確立がもたらす相続法上の影響
 - 3 相続に関わる債権者の保護について
- 四 債務の承継をめぐる事例の検討
 - 1 遺言相続人と受遺者
 - 2 債務の弁済と相続法原則との関連
 - 3 債務返済の順位
 - 4 夫婦の共同債務
- 五 遺言相続に関わる事例
 - 1 遺言の効力
 - 2 遺贈扶養取り決め
- 六 小 括（以上、本号）
- 七 中国民法典相続編建議稿の検討
- 八 日本相続法との比較的検討
- 九 今後の課題 解釈論と立法論

一 はじめに

現行の中国相続法¹⁾は、1985年に制定されたものである。当時、改革開放政策が決定されてから約5年しか経たなかったため、国は完全に市場経済の軌道に乗っておらず、個人には、生産資料あるいは資本主義国で考えられている遺産らしき遺産は、それほどなかった。また、個人の住宅も職場により分配されており、相続的な支配権は発生し得なかった。

このような背景の下で作られた相続法には、後述のように独自の目的が含まれており、資本主義法の原理から見れば、極めて奇異なものであるともいえよう。

しかし、中国相続法が制定された85年から、すでに15年以上経ち、その間に、中国の社会構造が一変し、国を支える経済的基盤も激変してきた。これまで盛んではなかった個人レベルの消費者金融のシステムは、現段階では中国のWTOへの加盟によって、ますます円熟していく市場経済制度の浸透と共に徐々に普及するものと思われる。そのため、今まで比較的単純だった個人の債権債務関係が複雑化し、個人の破産および遺産を相続する際における被相続人の債権債務を処理する法規定を、新たに樹立あるいは見直しする必要性が生まれる。

他方、中国における一連の経済制度の変動に対応するために、近年、中国契約法を中心とする一連の新たな近代的法規が制定され、施行されるようになった²⁾。また、物権法の制定も日程に入り、近いうちに公開されるのではないと思われる。さらに、中国法学者の間では、国の経済秩序を調整する集大成的なものである民法典の重要性が認識されつつある。財産法の重要な一部である物権法を樹立したあと³⁾、民法典の制定に着手することは、間違いのないであろう。なぜなら、中国法が大陸法に帰属している以上、市民社会の法律関係をカバーできる民法典の制定は、一種の趨勢であるからである。ドイツ法のパンデクテン方式は、体系や論理性などの点

に優れているため、中国法学者の考えでは、民法典を制定する際にこの方式が導入されるべきであることが定着しつつある⁴⁾。

激変した現代の法律関係を想定していなかった相続法を、仮に修正を加えずに新たに制定される民法典の中に収納すれば、理論性と整合性に不都合が生じるに違いない。したがって、現代社会における、相続の際に発生しうる問題をあらかじめ予測し、その解決法を模索することは、非常に重要ではないかと思われる。もとより現行の中国相続法に対するすべての疑問を議論の対象として取り上げるのは、膨大且つ複雑な作業であって筆者の能力をはるかに超えている。

本論文は、従来の中国相続法の独特な原理を踏まえて、その概要を簡単に説明した上で、変化しつつある中国の社会状況に照らし、新たに制定された契約法、家族法および中国法学者が議論している物権法をめぐる学説の中にある相続制度に関わるものを素材にして、より複雑となった個人の取引関係から生じた債務を承継する際に発生しうる諸問題など、解決を要する現代的課題について、日本法、台湾法などの東アジア法の分析を加えながら、解釈論ないし立法論の見地から検討するものである。また、最近公表された民法典相続編建議稿でこうした問題が解決されるかも同時に検討したい。

二 中国相続法の原理と問題点

現行の中国相続法制度は、社会主義制度を前提に作られたものである。そして、相続制度は資本主義国でいう私有財産の承継または債務の承継による取引安全の確保を保つためのものではなく、なるべく相続人の従来どおりの安定した生活環境を維持するための相続であり、相続財産の継承は、その目的を実現するための手段として位置づけられている。したがって、国の社会福祉的な役割の一部を個人に負担させ、老人を尊敬し、その世話をするという中国従来 of 伝統的な美德を承継させることは、1985年に制定

した相続制度のもっとも重要な役目であった。このような中国相続法の原理・原則については、鈴木賢教授がすでに詳しく紹介、分析されている⁵⁾。しかし、その資料の多くは、85年の相続法制定前後に入手可能な資料や中国の学者の見解であり、中国の社会の変遷につれ、学者による実際の状況を考慮した考え方が新たに生まれ、また、新しい時代の流れに合致しない従来の原則の問題も顕著化してきた。本章では、鈴木賢教授の優れた分析を参考にしつつ、特徴のある今迄の中国相続法の原則を簡潔にまとめた上で、その原則に関する中国の市場経済の円滑な運営に適合しない部分を提示したい。

中国相続法における原則の分類の仕方は、学者の見解によって若干異なっている。中には原則を細かく区分し、詳細に説明する立場も存在する⁶⁾。しかし、もっとも一般的に紹介され、且つ基本原則に属するのは、以下のようなものである。

1 公民の合法的財産相続権保護の原則

この原則には、法に基づく国民の相続権の行使は保護され、不法な侵害を受けさせないことと、財産の相続権が侵害を受けたときには、国家は強制力を用いてこれを保護するという二つの意味が含まれており、以下のようない点において反映されている⁷⁾。

公民が死亡時に残した合法財産のすべては、遺産であり、相続人は法によりこれを承継する。

被相続人の財産を安易に国庫に納めず、できる限り相続人または受遺者に取得させる。

公民の相続権は非合法的に剥奪されてはならない。

相続人の相続権、受遺者の遺贈を受ける権利の行使が保証される。

公民の相続権が侵害されたときには、法定の訴訟期間内に、訴訟により人民法院に権利の保護を請求することができる。

中国は社会主義国とはいえ、現段階では、憲法により個人の労働による

正当な収入または財産を尊重し、保護している。しかし、この資本主義国では当然だと認識されている常識は「文化大革命」の時代では必ずしも守られていなかった。当時、「反革命分子」あるいは「ブルジョア」であるという理由だけで私有財産が没収され、勝手に処分されることは日常茶飯事であった。人々は自己の財産を守るどころか、常に政治運動の犠牲に巻き込まれないような緊張した状態に陥っていた。しかし、このような近代の法治社会理念に反する異常な状況は、文化大革命以降、とりわけ、80年代の改革開放政策の打出しにより打開する局面を迎え、個人の財産が不安な状態にあってはならないことは周知の認識として確立された。

また、近時の中国では私有事業体が台頭し、個人の生産資料がますます増加している。1999年末まで全国の私営企業は150万軒に昇り、その従業員は2000万人以上に達し、こうした変遷に対応するために憲法にも私有制経済を保護する重要な修正を見せた⁸⁾。また、社会保障制度が確実に実施されていない中国では、国有企業が従業員に対しその責任を担っているが⁹⁾、職場を持たない個人経営者にとって、自己の貯蓄した財産がいかに保護され、死後の家族の生活を安定させるために承継されるかは死活の問題である。他方、生活の自力救済を基本とする農村部では、農民にとって養老育幼のための財産の確保は、都市部より重大な課題であるに違いない。これらの現状を踏まえて、個人の私有財産を守る必要性が顕著化してきた。

したがって、市場経済が浸透しつつある今日では、公民の合法的財産相続権保護の原則を第一に位置させ、強調することには、それなりの理由があると考えられている¹⁰⁾。さらに、貯蓄財産が法によりかたく守られることは、人々の労働意欲を刺激することにつながり、中国の市場経済を円滑に発展させるには不可欠なものである。この意味でも本原則を堅持する必要性はますます重視されるであろう。

2 相続権の男女平等原則

今日の社会では、さまざまな領域における男女差別を排除し、男女の平

等を根本から守ることが社会通念として認識されている。社会主義制度を堅持している中国にとって、男女平等は制度の基本的理念の一部であるため、なお重視する必要がある。相続権の男女平等を維持することは、その一つの側面でしか過ぎない。

相続権の男女平等原則には、以下のいくつかの意味が含まれている¹¹⁾。

結婚したか否かに関係なく、尊属の遺産を承継できる。

遺産の分配が終了していない場合には、妻が再婚していても、死亡した夫の遺産を相続する権利を失わない。

同一順位の女性相続人は均等に財産を承継する権利を持つ。

代襲相続または連続相続の場合でも、女性は同じ権利を有する。

女性が仕事に従事しているかどうかは、相続分の確定に影響するものではない。

中国が2000年以上も続いた封建社会から脱皮できたのは、わずか数十年前のことであった。従来の封建的な思想では、男尊女卑という考えの下で女性の相続人には相続権が考えられなかった。旧制度を廃止し、条文上に明確に男女平等原則を提起したのは、1930年に公布された国民党政府が制定した民法「相続編」であった。しかし、この制度は当時広がっていた封建的風習との妥協物であり、不完全なものであるため、実効性がなく、一定の宣伝の役割しか果たせなかったと言われている¹²⁾。他方、中華人民共和国が成立した後の1950年に公布された婚姻法では、男女平等の精神を樹立し、1985年の相続法では、相続権の男女平等原則を確立した。

一方、男女平等の理念は憲法や家族法、相続法などの法律で規定されているにもかかわらず、都市部ではこの考え方が一般化しつつあるものの、封建思想の基盤が根強い農村部においては、依然として女性を差別するような意識が強いと言わざるを得ない。特に、結婚して家族から離れて生活する女性の相続権が剥奪されやすい。つまり、新しい家庭を営む女性は前の家族から離脱した独立な存在であると考えられているため、「他人」に遺産を相続させる権利を当然与えなくてもよいと理解されている。しかし、

この問題を他の視点で分析する学者がいる。すなわち、農村部における結婚した女性の実態を観察すると、嫁に行った娘が父母を世話する例はあまり見られなく、老人の扶養、あるいは葬式を行うのはほとんど息子である。この習慣に基づけば、結婚した女性は父母の面倒を見る必要がない代わりに、遺産を承継する資格もないとされている。これは権利と義務の一致という従来の思想を反映している具体例だと理解されている¹³⁾。しかし、この習慣の根底には男尊女卑という封建的な思想があり、安易に容認してはならないと思われる。また死亡した夫の遺産を相続した寡婦は、遺産を持って再婚しようとするときに、前夫の財産の流出を阻止するよう、前夫の親族から不当な干渉を受けることも頻繁に発生している。中国相続法がこのような紛争を防ぐために、「夫婦の一方が死亡した後、他方が再婚するときは、その相続財産を処分する権利を有し、何人もそれに干渉してはならない」という規定(相続法第30条)を設けたことは、実態の深刻さを反映している。

中国法は、憲法をはじめその他の実体法を含め、再三、男女の平等原則を強調している。都市部ではこのような考えがほぼ定着しているが、農村部では、理念が個人個人へ行き渡るにはなお時間が必要である。そのため、地方の下級裁判所は、男女平等原則をめぐる見本となる公平な判決を下し、これを以て原則を宣伝し、人々への教育を通じて原則を浸透させなければならない。このような状況を考慮すると、これからもこの原則の維持は不可欠なものであり、原則を全国により徹底化させることは重要な課題であろう。

3 権利・義務一致の原則

本原則の相続法への導入は、中国の社会主義法の根底部分にある権利と義務とは相対的關係にあり、権利だけを享受し、義務を果たさないこと、あるいは、義務のみを負わせることを許すべきではないという基本認識の相続法における延長である。中国相続法において、以下のような側面から、

この原則の内容が具体的に反映されている¹⁴⁾。

法定相続人の法定順位が左右される。たとえば、相続法第12条は、「配偶者を亡くした嫁が舅・姑に対し、配偶者を亡くした娘婿が岳父・岳母に対し、主要な扶養義務を尽くしたときは、第一順位の相続人となる」と規定している。このような法定順位の変更は従来の相続法の血縁関係理論を用いては説明できない点である。

法定相続分に影響を与える。相続法第13条の後半は、「被相続人に対し主要な扶養義務を尽くしあるいは被相続人と共同生活をしていた相続人には、遺産を分配するときに、多く分けることができる。扶養能力を持ちまたは扶養条件をもつ相続人が、扶養義務を尽くさないときは、遺産を分配するときに、分けないあるいは少なく分けるべきである」と規定している。

相続における権利(積極的財産)と義務(消極的財産)とを同時に承継しなければならないのもこの原則に基づくものである¹⁵⁾。

上述からわかるように、中国相続法の第12条および第13条前半で示されている原則は、他国における相続法の認識から乖離したものであり、比較法的な見地からは、かなり特殊な立法例である。その背景には、古代から近時まで、中国では「孝」という名のもとで、高齢者の扶養・介護のほとんどをその家族が負担してきたという実態がある。とりわけ、息子が老人介護の主要な担い手として認識されてきた。中華人民共和国成立後、都市部の公務員、また国有企業に勤めていた労働者には、退職後に退休金と呼ばれる老齢年金が与えられたが、国の人口の7割ほどの農民に対し、政府は支援する余力を持たなかった。そのため、権利義務の一致原則は、社会保障の役目を、個人レベルの相続法を通じて分担してもらうために重要な役割を果たしているように思われる。

一方、権利・義務一致の原則を相続法の基本原則に取り入れるべきか否かについては、80年代から、従来の肯定説に反論し、相続分を決定するときに考慮すべき要素の一つに過ぎないとする立場が登場した。その主な理

由として、以下のようなものがあげられている¹⁶⁾。第一に老親の扶養は、遺産を相続の目的として行われたものではなく、これは社会的道徳・通念および法律の要求の現われであること、第二に権利・義務一致の原則を強調すれば、生前扶養と死後の相続が、あたかも等価交換のように考えられやすく、被相続人に多くの遺産がない場合、相続人は遺産相続の放棄を理由に、扶養義務を果たさない口実を与える恐れがないとはいえないこと、第三に生活がとくに困窮した労働能力のない相続人が仮に扶養義務を尽くせなかったとしても、本原則を適用すべきではなく、相続法の立法趣旨のもとで保護されるべきであること、である。

以上のような批判の他に、中国で実施している市場経済の発展とともに、さらにもう一つ深刻な問題が浮上すると考えられる。すなわち、第13条が規定する「多く分けることができる」ことには、明確な基準がないため、その分配が裁判官の主観的な裁量に任せられていることである。生活資料しかないような場合は対応できるかもしれないが、個人の経営により一定の財産を築いた場合には、とりわけ債権債務があるとき、この方法による分配は法の予見性を欠いていると言わざるを得ない。

現在、中国の都市部では外資系合併企業をはじめ、私営企業、国有企業が抱える退職した作業員、公務員の老後保障の社会化が積極的に進められている一方、農村部の改革の進展が依然として立ち遅れている。したがって、現段階ではこの原則を維持する必要性はないとはいえないが、原則を実施する際に、少なくとも、義務を果たした人の利益を配慮した遺産分配方法について一定の明確な基準を与えることは欠かせないと思われる。一方、長期的に考慮すれば、一人子政策の実施、中核家族（親と子との2世代を中心とする家族）の増加などの時代の潮流をみると、老人の扶養を完全に若い親族に任せることには限界がある。そのため、問題を打開する終局的な解決策は、農村部を含めた全国的な社会保障制度の強化にあると思われる。また法の予見性を妨害する権利・義務一致の原則の重要性を希薄化させることは、近代的立法の一つの方向であろう。

4 養老育幼原則

この原則は権利・義務一致の原則に深く関わっており、同じく社会福祉の役割を分担している原則である。すなわち被相続人の遺産を相続人の生活保障のために積極的に活用する点では相違がない。

養老育幼原則は大別すれば、二つの側面があると思われる。まず権利・義務一致原則と関連性のない場合であり、つまり死者の遺産を生活の基盤の弱者のために有効に利用する点である。具体的に言えば、相続法は相続分を確定する際、「生活に特殊な困難があり労働能力に欠ける相続人に対しては、相続を分配するときに、配慮すべきである」（相続法第13条2項）とし、「相続人以外の被相続人の扶養に頼っていった労働能力に欠けるかまたは生活の基盤の無い者に対し、その者に適当な財産を分け与えることができる」（第14条）とする。さらに、「遺言は労働能力に欠けるかまたは生活の基盤の無い相続人に対し必要な遺産分を保留すべきである」（第19条）といった規定を用いて、多様な相続場面に渡って要扶養の弱者を手厚く保護している。特に第14条で相続人以外の者にも遺産分配時の配慮を示している点は、血族・姻族関係を相続関係の土台とした相続法理から観察すれば、特異な内容であり、本来国家が担うべき社会保障の責任を個人に転化させようという国の強い政策的要望に他ならない。また、相続法はもとより、このような扶養にかかわる制度の趣旨は新しい婚姻法（家族法）においても反映され、扶養は家族構成員の義務として定められている¹⁷⁾。このように、中国法は、相続法と家族法との二本の支えを通じ、民法上の扶養法の役割を果たし、福祉政策の一翼を担わせている。民法の扶養義務を重視すれば、一つの妥当な結論を得られるだろう。しかし、政府のしかるべき姿勢としては、完全に個人の扶養能力に依存するのではなく、あくまでもこれを補完的な位置づけにすべきだと思われる。

次に本原則が権利・義務一致の原則と密接に関わっている部分である。義務を果たすことは往々にして老親を扶養¹⁸⁾するという具体的な行為を通じて反映される。この意味で、権利・義務一致原則で述べた相続法第12、

13条の規定は、本原則にも深く関連している内容である。また中国の相続法には外国の立法例では見られない「遺贈扶養取決め」¹⁹⁾に関する規定²⁰⁾があり、これも養老育幼原則と権利・義務一致の原則を兼ねた内容のものである。親族による扶養を受けられない老人は、相続人以外の者と「遺贈扶養取決め」を締結することによって、自己の生前の扶養および死後の葬祭を実施する見返りに、遺産を相続人以外の者に遺贈することができる。「遺贈扶養取決め」は法定相続人でない者との一種の双務有償契約に近い性質を帯びているため、国が法によってその履行を保護し、本来負うべき国家保障の負担を個人に分散させ、責任を軽減させることであり、一種の国策であるともいえよう。しかし、通常、「遺贈扶養取決め」を作成するのは遺族を持たない単身老人であるため、死後の遺産を安易に国庫に納めずに、その処分を明らかにすることができる。また、「遺贈扶養取決め」は契約の色彩を帯び、被相続人の生前の世話をした者に自己の遺産を相続させたいという本人の意思を尊重したうえ、法によりその意思を保護できる点において、「遺贈扶養取決め」には一定の実用性があり、これからも存続させるべきではないかと思われる。

一方、権利・義務一致の原則でも述べたように、老親の扶養を行った者、あるいは生活の基盤を持たない老人や子供などの要扶養者にどのくらいの遺産を多めに与えるべきなのかについても、明確な基準が存在しない。これも法の予見性を損なう重大な欠点になりかねない。

近時の中国では住居状況の改善により、家族の小規模化、核家族化が急速に進んでいるため、この変革がもたらした個人の価値観の多様化から、扶養に対する考え方の違いが拡大しつつある²¹⁾。しかし、中国は上述の養老育幼原則を実行する際の諸手段により、従来、一般的に認識されていた中華民族の伝来の美德を承継させ、家族の絆をより深く結ばせたいという狙いは、原則の目的の一部であると強調されている²²⁾。中国における社会的扶養・介護システムが著しく未整備な現状では、養老育幼原則の維持は美德、よき伝統を貫く措置というよりも、むしろ対価的な相続法理²³⁾を用

いて、国の負担を減らす、やむをえない政策選択というべきである。これを積極的に社会主義イデオロギーあるいは伝統的道德観を援用し、正当化すること²⁴⁾には、近代立法の視点からみれば、若干異なった手法で法を解釈しようとする姿勢を見出すことができる。

5 当然限定相続原則

現行の中国相続法は、被相続人が死亡した後、その遺産の管理が直ちに相続人のもとに置かれる、直接相続制度を採用しており、その上、相続人は特別に限定承認の意思表示をする必要がなく、当然に日本法でいう限定承認の処理方法のもとで遺産が処理される、当然限定相続原則を実施している。つまり、外部の者による監督を受けることがなく、相続人は実際に取得した被相続人の遺産を限度に、被相続人が生前に遺留した債務および税金などの消極的財産を弁済した後で、残りの遺産を前述のような原則の下に分配するのである。なお、相続人が自己の意思により、取得した遺産を超過する債務などを弁済しようとするときは、相続法はこれを妨げない。相続法第33条1項は、「遺産相続にあたっては、被相続人が法により納付すべき税金および債務を完済しなければならない。税金の納付および債務返済は、その遺産の実際価額を限度とする。相続人が遺産の実際価額を越える部分を自由意思で返済する場合はこの限りでない」と規定し、本原則を明確にしたのである。

中国には「父の債務を息子が弁済せよ」、「夫の債務を妻が弁済せよ」という伝統的な考え方が存在した。この封建的な習慣から相続人を救済し、保護するための法的手段が限定相続原則であるとされている²⁵⁾。1949年、中華人民共和国を樹立してから70年代末期にかけて、政府は徹底した社会主義を唱えた結果、現行の相続法を制定した85年には、人々の経済的格差があまり見られず、多くの市民は生活資料以外の財産を有しなかった。そのため、実務における当然限定相続原則の適用の際、その問題点あまり浮上しなかった。また相続人が必ずしも包括承認、限定相続、あるいは相

続放棄などの相続形態を選択する必要がなく、法が当然限定相続を一元的に定めたことにより、遺産らしき遺産を承継できなかった相続人からすれば、この包括的な相続方法が遺産管理の費用の面においても、迅速な解決の面においてもそのメリットが大きかったのである。しかし、近時中国における市場経済化の浸透とともに、都市部を中心とした株式市場の健全化、持ち家制度の実施²⁶⁾など時代が変遷しつつある。これらの変革により株²⁷⁾、不動産といった資産が承継できる重要な目的物として一般市民レベルまで普及してきた。さらに、私営、民営企業の増加や個人金融システムの完備により、個人間の債権・債務関係も多様に発達してきた。したがって、このような著しい中国社会の推移につれ、従来の本原則について、以下のような弊害が現れ始めた。

当然限定相続原則を採用している中国相続法には、遺産が分割される前における一定の遺産凍結期間が置かれず、そのため、相続人は相続を公示せず、他の相続関係者に通知しないままの状態で、相続法の規定を無視した債務の弁済、遺産の分割をすることがしばしば発生しており、債権者の損失の救済方法も健全化していない。つまり、現行の限定相続原則は、相続債権者の利益を軽視しており、法的バランスを欠如している制度であるといっても過言ではない。この欠陥が学者の間では認識されつつある²⁸⁾。原則それ自体は特に相続人を優先的に保護して、債権者に不利益を与えるものではない。しかし、細かい補完的な制度が整っていないために、こうした弊害を生じるのである。

相続債権者に対する保護の不足は、被相続人が活着している間に発生する債権者の権利への侵害の場合、相続開始後、相続債権者の利益が相続人によって侵害される場合、相続人または受遺者が、相続権または遺贈を放棄することによって、自己の債権者の利益を侵害する場合の三つの類型に分けることができる。また、中国では資産が債務の弁済に不足するような状況に密接に関わる個人破産制度が未だ存在せず²⁹⁾、このような法の不整備が当然限定相続の欠点を深刻化させていると思われる。

中国の現状を考慮すれば、相続手続を簡略化させるために当然限定相続原則の継続はなお必要であるが、上に提起した問題を解消するには、少なくとも以下の二つの側面から法の整備をしなければならないと思われる。まず、遺産が分割される前における遺産清算制度の完備であり、次に、相続に関わる幾つかの期間の明確化である。比較法の見地からこれらの制度を具体的に検討したいが、その詳細は後述する。

以上、中国相続法における主な原則を整理し、原則の樹立に関わる経緯、今まで原則が果たしてきた役割、および激動した中国の社会における新たに生じた原則の問題点について簡単にまとめたが、これらの原則には、長い間中国では主流であった封建的な思想を打破し、伝統的な美德を唱えたものが少なくない。また、その一部を社会主義イデオロギーに結び付けようとした。こうした趣旨のもとで、中国相続法には対価的考え方が全般を貫徹しているが、個々のケースにおける遺産の具体的な分配に関し、必ずしも厳密なものではなく、裁判官の裁量に委ねられている。このような状況が継続すれば、ますます近代法の透明性、予見性の理念から乖離すると言わざるを得ない。当然、中には男女平等原則など近代思想に合致した内容もあり、その堅持は言うまでもない。以下の章では、相続制度の最新動向および事例を整理し、近時の中国相続法の実態を探ってみたい。

三 中国相続制度に関連する最新の動向

近時、中国では、経済関係の複雑化の産物である相続債権者の利益の保護や、制限物権、担保物権といった複雑な法律関係に絡んだ相続などの諸問題が顕著化したため、中国の法学者はこれらの問題の解決策を模索している。

本章では、問題ごとに学者の最新の見解を整理し、中国相続法において何がどのような背景の下に議論されているのかを検討する。

1 遺産の範囲について

いうまでもなく、相続する際、遺産の確定はもっとも重要な問題であり、遺産がなければ、相続する必要性もなくなる。一方、中国における市場経済が進行するとともに、相続法を制定するときに想定した遺産の範囲は、現在の実情に適応しなくなっている。

相続法第3条のほか、いくつかの遺産に関連する法規定で、遺産をきめ細かく分類しているが³⁰⁾、基本になるのは、第3条である。

相続法第3条は、「遺産は、公民が死亡の時に遺留された個人の合法財産であり、以下のものを含む：(1) 公民の収入；(2) 公民の家屋、貯蓄と生活用品；(3) 公民の樹林、家畜と家禽；(4) 公民の文物、図書資料；(5) 法律で許された公民が所有する生活手段；(6) 公民の著作権、特許権の中の財産権；(7) 公民のその他の合法的な財産」と規定している。しかし、条文の文言が漠然としており、この点について、一般的に以下のように考えられている³¹⁾。

遺産は、公民死亡時遺留した財産である。

遺産は、被相続人個人の財産でなければならない。

遺産は、相続法で規定されている他人に移転できる財産である。

遺産は、被相続人の財産権利と財産義務の統合体である。

以上の定義でわかるように、中国相続法では、相続は被相続人の死亡時から始まり、被相続人の遺産であるか否かを確定する時点も、死亡時である。積極的財産のみならず、被相続人の債務などの消極的財産も財産に属することは、学者の共通の見解である。しかし、被相続人の公有財産の使用権、あるいは国が被相続人に与えた特定の権利³²⁾もしくは一身専属の権利は、相続の対象とならない。

相続法が制定された85年当時、社会の市場化がまた初期段階にあり、相続人が承継できる財産のほとんどは市民の生活資料にとどまっていた。しかし、近時、市場の活性化が進み、また、国の住宅制度に変化が現れ、それとともに遺産は巨額になり、かつその多様化も急進した。

ここに特に注意すべきであるのは、以下のようなものである。

1) 有価証券

株券、国債などの有価証券をはじめ、株券の優先購入権や社債などの従来、資本主義国特有なものは、今日の中国市民レベルにおいても、もっとも一般的な相続財産となった。なぜなら、最近の十数年間、政府は、国有企業における経営の赤字から脱出し、活性化させるために、国有企業の民営化、株式化を積極的に推進してきた。そのよく使われてきた手法のひとつは、企業に勤める従業員に自社株を買わせ、所持させることである。したがって、株券を所有した多くの一般市民の権利を保護するには、これに相応しい相続制度が欠かせない。また、企業の資金調達を順調に行わせるため、個人投資家を安心させ、資金を投入してもらうためにも、保障が必要である。このような事由に鑑みて、有価証券については、典型的な資本主義の色彩を帯びているとはいえ、国は、その相続による承継を認めざるを得なかった。

また、以上のような証券のほかに、船荷証券、手形、小切手および各種のチケット、金券も、有価証券に属しており、当然、承継の対象となる³³⁾。

2) 契約、不当利得または事務管理による債権・債務、不法行為による権利・義務

(1) 中国における市場経済の浸透につれ、個人間の取引が頻繁に行われることは、一種の趨勢である。また日本でいう家族経営のような個人事業体も台頭しつつある³⁴⁾。そのため、このような小さい規模の実体による経営あるいは取引に起因して発生した債権・債務は、事業体を運営していた被相続人が死亡した場合、承継できる遺産として相続人は処理しなければならない。

ただし、契約当事者の一身専属的なものは、論外である。たとえば、被相続人自身が完成させなければならない請負契約、被相続人の個人の処理能力を信じ、締結された委託契約、契約者の名声に深くかかわる出版、出演契約、あるいは雇用契約などのものに基づいた債権・債務は、除外され

る。部屋の賃貸借契約における賃借権は、被相続人が他の家族のメンバーと一緒に居住していた場合を除き、被相続人が一人で生活していた場合には、家族の生活の基盤を安定させる必要がないため、承継が認められていない³⁵⁾。また生命保険契約において第三者を受益者として指定したとき、契約の受益権は遺産にはならない。受益者は、相続人としてではなく、保険契約の受益権に基づき保険金を請求しうる³⁶⁾。なお中国法では、贈与契約は一種の要物契約であるため、一方当事者が実際に契約の目的物を相手に渡さないまま死亡した場合、契約の権利・義務は、承継できる対象にはならない。

(2) 自己の身体が侵害されたが、なお生存している被害者の損害賠償請求権は、本人が死亡した後であっても、いったんその被相続人に帰属したのだから、相続人に継承される。このことに対し疑問はないが、しかし、生命侵害のような場合は、一步立ち入った検討が必要であろう。

一般的に、不法行為による生命侵害の場合の損害は、財産上の損害と精神上の損害とに分別することができる。中国では、この二つの損害の賠償請求権は、ともに相続人に承継される³⁷⁾。しかし、生命侵害の場合、被害者の死亡により生じた損害賠償請求権が当然に相続人に承継されるという中国法の説明に対して、少なからず理論的根拠を明らかにする必要性があると一言を言えない。なぜなら、被害者の即死の場合、死亡することによって成立する生命侵害の賠償請求権を、被害者が生前に取得することはありえず、また、被害者が侵害を受け、これによる精神的な苦痛を賠償請求するか否かについて一身専属的な部分を帯びているからである。中国では、どの文献にも相続人が賠償請求権を承継できることに関する理論構成に触れておらず³⁸⁾、比較法的な視点からこれらの不足点を吟味する必要がある。

比較法的な見地から見れば、日本法の場合は、被害者の家族や近親者による損害賠償の請求をめぐって、大きく分けると、二つの考え方が存在する。

相続説³⁹⁾では、遺族が行使できる賠償請求権は被害者が侵害を受けたことにより生じた請求権であり、この権利は被害者自身に属し、被害者が死亡したあと、遺族に承継されたものであると説明している。これに対して、固有損害説⁴⁰⁾では、被害者の死亡による損害賠償請求権は死亡した被害者本人に帰属することができないことを理由に、賠償請求権の承継性を否定した上で、遺族自身の賠償請求権に基づき、扶養者を失ったという財産的利益の損失や、近親者を失ったことによる精神的損害の賠償を請求することができる解釈している。

近時の日本法における判例は相続説に立っているが、財産的損害の場合と精神的損害の場合とで、その経緯が異なっている。

まず、財産的損害に関して、大正２年⁴¹⁾と大正９年⁴²⁾の大審院判決では、被害者が受傷後死亡までの逸失利益ではなく、被害者が天寿を全うした場合の逸失利益を賠償請求できる範囲として認め、実質上、死亡による損害賠償請求権を容認したことと同じ効果となる。その後、大正15年の大審院判決⁴³⁾では、即死の場合における賠償請求権の意思表示ができないことにより、即死でない場合との不均衡をなくすため、即死の場合でも受傷と死亡の間に観念上時間の間隔があることを理由に、受傷の時点で取得した損害賠償請求権が死亡により相続されるとした。その後の判決はこの財産的損害賠償請求権を遺族に承継させる立場を変えていない。

他方、慰謝料請求権に関する判例は、1960年代まで、慰謝料請求権が被相続人の一身に専属するため、相続人に承継されないことを理由に、慰謝料請求権は被害者が生前に権利行使の意思を表明した場合のみ相続されるとの立場を維持してきた（意思表示説）。被害者の意思の表示の有無は請求権の承継の可否を大きく左右するため、判例はこのような不都合を解消するために、被害者の意思表示を一種の擬制的な認定として行い、請求権の相続の認定を広げようとした⁴⁴⁾。しかし、死者の死の直前の叫び声という偶然な要素が、異なる結果をもたらすことは法的安定性を損ないかねない。そこで、判例は、慰謝料が発生する被侵害法益は一身に専属するが、

請求そのものは単純な金銭債権であることを理由に、被害者は損害発生と同時に慰謝料請求権を取得し、被害者本人が慰謝料請求権を放棄したと見られる特段の事情がない限り、当然に相続されるとした⁴⁵⁾。

以上のような判例の立場および相続説に対し、一部の論者は死亡による損害賠償請求権を相続させたいなら、本人に請求権が一旦発生し、尚且つ、権利が発生するとき被害者がまだ生きており権利主体でなければならぬということを理由に、生命侵害の場合の相続説の論理構成上の問題点を指摘した。さらに、慰謝料請求権については、日本民法の711条を持ち出し、被害者の父母・配偶者・子を被害者と同様に考え、同様に感じる身分のように見立て、これらの者に、加害者に対し慰籍させる請求権を認めたことを理由に、慰謝料請求権の相続を否定すべきだとした(固有損害説)。一方、711条で明記している固有の慰謝料を請求できる者は、死者の親・配偶者・子に限定しているが、近時の判例・学説は、被害者との生活実態を考慮し、内縁の妻や未認知の子、親の役割を果たしていた祖父母や兄弟などの者も、親・子・配偶者に準ずる関係にある者として、その請求権を認めるようになった⁴⁶⁾。

さらに、被害者が受傷後死亡の場合と即死の場合の均衡をはかることは、相続説の一番の理由として列挙されているが、固有損害説においても、被害者の遺族には自己固有の損害賠償請求権が与えられている。したがって、相続説の最大の利点は、相続説の方が固有損害説よりも賠償額が多くなることであると指摘されている⁴⁷⁾。すなわち、固有損害説を採った場合は、例えば、財産的損害については、遺族は近親者から扶養が受けられなくなった損害の賠償を請求することはできるが、通常被害者が将来得であろう利益の一部しか家族の扶養に回らないことに対し、相続説においては被害者自身の逸失利益の賠償が認められるため、相続説の方が損害賠償請求しうる額が多いといえる。

以上に述べた生命侵害の賠償請求権をめぐる日本法の判例や学説に関して、膨大な資料や文献が存在するが、ここでは簡単な整理にとどめたい。

日本法の学説や判例の展開は、中国法を解釈するとき、非常に参考になると思われる。私見として、結論を言えば、中国相続法における生命侵害の賠償問題や理論構成を考える際、日本法でいう相続説的な立場にこだわる必要はないのではないと思われる。確かに、相続説を採用することにより、損害賠償請求権の承継という問題が相続法の次元または平面で分析することができ、相続法との整合性が高められる。しかし、イ、被害者が死亡したとき、実際上の精神的打撃または苦痛は遺族に与えられている。ロ、被害者が家族の内部に提供する経済的寄与の様態はさまざまであるが、これらの寄与よりも生命侵害の場合に遺族がうける精神的損害が最大な損害と考えられる。そして、慰謝料は遺族の精神的ダメージを回復させ、手段として高額にすることも十分考えられる。ハ、子供の死亡のような相続人の平均余命が被害者より短い場合は、相続説をとったときに、相続人に被害者が死亡しなければ取得し得なかったはずの利益を認めてしまうことから、「逆相続性の不合理性」と呼ばれる問題が存在する。ニ、不法行為による固有の損害賠償の見解に立つ場合でも、実質的に賠償金額を裁量するのは裁判官であり⁴⁶⁾、上で提起した問題を解消できるなどの点を鑑みれば、日本法でいう固有権利説的な考え方の方が、生命侵害による損害賠償の問題の実態を素直に反映しているように思われる。

3) 被相続人が負わなければならない債務などの財産的義務（消極的財産）

中国相続法第33条は、被相続人の債務について遺産相続にあたっては、被相続人が法により納付すべき税金および債務を完済しなければならない。税金の納付および債務返済は、その遺産の実際価額を限度とする。相続人が遺産の実際価額を超える部分を自由意思で返済する場合はこの限りではない。

相続人が相続を放棄したときは、被相続人が法に依り納めるべき税金と債務について償還の責任を負わないことができる」と規定している。本条文の位置から見れば、本条文は、遺産の内容を規定した第3条から独立し

たものであるともいえる。しかし、条文の中身で判断すれば、立法者は、消極的財産も、財産に含まれていることを認識しているといわざるを得ない。

第33条から明らかなように、中国相続法は、限定相続の原則をとっているが、一定の状況のもとでは、被相続人の残した債務が積極的な財産を超えた場合でも、相続人がそれを負担しなければならない。つまり、相続人に金銭的な余裕があったにもかかわらず、被相続人に対する扶養義務を果たさなかったために、被相続人が自己の生活または医療のために残した債務は、相続人の固有の財産をもって、弁済しなければならない。「最高人民法院関与貫徹執民事法律若干問題的意見」第49条は⁴⁹⁾、この点を明確に規定している。これ以外に、被相続人が相続人の勉学、結婚、経営などの需要のために残した債務も、相続人自身が返済しなければならないとされている⁵⁰⁾。すなわち、相続人が怠った扶養義務から生じた、あるいは、相続人のために被相続人が遺留した債務は、相続人本人が固有の財産を用いて、返済することが強いられている。

一方、実際に被相続人の債権、債務に関わる具体的な問題を解決しようとするとき、被相続人の遺産の確定は、極めて重要となる。しかし、中国相続法は、相続の有限責任の原則を樹立したものの、被相続人の遺産の状況を把握できる関連規定や具体的に相続債権者に権利の申出をさせて、公平に分配する手続規定も、まったく見当たらない。そのため、被相続人に帰属する債務の返済責任が逃れやすくなり、相続債権者の利益が保護され難くなる。この問題の重要性は、中国の学者の間で認識されつつある⁵¹⁾。問題解決の具体策をめぐる議論は後述する。

4) 物権に基づく諸権利

現在の中国民法体系では、担保法という担保物権に関する法律はあるが、物権全般をカバーする専門の物権法は、また存在しない。物権法の樹立に向けて、立法作業が着々と進んでいるなか、学者が考えている物権法の輪郭が明らかになりつつある。当然、従来の相続法に大きな影響を与えるこ

とは、いうまでもない。以下、学者の他物権⁵²⁾に関連する見解を踏まえて、相続法の視点から分析してみたい。

中国の現行の憲法のもとでは、国土の所有権は、国家または集団にあり、この点は、もっとも高価な財産である不動産をめぐる諸問題を考える際の大前提である。また農村部と都市部における土地利用の状況も、大きく異なっていることを念頭に置く必要がある。

(1) 中国では、都市部の土地の所有権は国にある。しかし、最近の都市部では社宅、住宅の改革が実施され、また持ち家制度の導入が急速に行われている。こうして、個人の住宅を入手した所有者の諸権利の保護も一つの大きな課題として浮上してきた。この問題に対応して、物権法草案建議稿⁵³⁾においては、所有権の章において、公民個人所有権の部分で、公民の住宅に関する譲渡、賃貸、抵当といった基本的な権利を保護している⁵⁴⁾。且つ、住宅の所有権は、土地の使用権の期限切れという原因では消滅せず、公民は、その土地の使用権を有することを推定することを規定している(第155条)⁵⁵⁾。大陸法系でよく知られている建物区分所有権の考えを導入し、かかる権利の健全化を図った⁵⁶⁾。私見によれば、このような経緯をみれば、住宅の所有権の相続による承継は、疑う余地のないことであると言えよう。

(2) 中国の物権法理論では、制限物権は用益物権と担保物権とに分けることができる。これは、他の大陸法系諸国との分け方と一致している。用益物権は、土地使用権、農村土地請負経営権、宅基地使用権、地役権、典権⁵⁷⁾、空間利用権、特許物権に細分化することができる。担保物権には、抵押権(日本でいう抵当権)、質権、留置権、優先権(日本でいう先取特権に類似しているもの)が含まれている⁵⁸⁾。担保物権に属する諸概念は、日本などの大陸法系で分類されているものと非常に類似している。これに対し、用益物権に含まれる諸概念には、国の制度上の問題で、中国が独自に定めたものもある。

抵押権、質権、留置権、典権は、学者の間では、一般的に相続財産とし

て承継できると考えられている⁵⁹⁾。その他の諸権利に関しては、中国の国情に基づく特殊なものもあるため、個別に分析する必要がある。

まず土地所有権は、大陸法系の地上権と相似した概念である。しかし、土地所有権の権利者は、利用期間内に、土地を開発、利用したり、権利の譲渡、賃貸をしたり、抵当に入れるなどの諸権利を有する⁶⁰⁾ため、地上権よりその範囲が広範である。確かに、一部の学者は、土地所有権と地上権とは同じ概念であるという見解も示している⁶¹⁾。しかし、土地所有権は、上に述べたように土地の利用者をより手厚く保護している。また、土地の私有を認めていない中国では、土地の所有権は、市場流通における極めて重要な客体である。この意味では、中国における土地所有権は財産権化されており、事実上所有権の役割を果たしている側面があると言っても過言ではない。経済活動が円滑に行われるために、所有権の保護が強いられており、政策的な判断の側面を帯びている。したがって、利用期限が到来していない所有権は相続による承継の対象物になりうると思われる。

農村土地請負経営権は、農作、牧畜などの農業生産を目的に、集団所有の土地に対して、これを占有、使用、収益する権利である⁶²⁾。この権利は、請負契約に基づくものであり、債権的と、物権的との2つの側面を兼ねている。現行の相続法第4条は、「個人請負で得られるべき個人収入は、本法の規定に従って継承される。個人請負は、法律に従って相続人が請負を相続することを許されたときは、請負契約に照らして処理する」と規定している。一部の学者は、この権利が請負契約から発生し、一身専属の側面を有することを理由に、原則として、請負契約による収益の承継は可能だが、権利そのものの承継は禁止すべきだと主張している⁶³⁾。しかし、私見としては、栽培した農作物の果実は即時に収穫できない場合もあり(たとえば、果樹の植栽など)、土地請負経営権者の将来の収益を保護しなければならないだろう。したがって、農村土地請負経営権が、用益物権の一部として樹立された以上、請負契約で定められた期間内に土地の使用目的を変更しない限り、権利の相続を認めるべきではないかと思われる。

宅基地使用权は、都市または農村の居住者が、居住するために、国家または集団所有の土地に住宅を建築する権利である。しかし、1998年に施行された「土地管理法」では、都市部に住む非農業戸籍の住民が土地を使用することを規定する条文が置かれておらず、農村部に住居している農民が土地を利用する規定のみあった。この点をから見れば、宅基地使用权は農村部に住む農民だけに与えられた権利であると考えられており⁶⁴⁾、農村部における一定の条件を満たした農民が、申請する形式をもって使用权を取得する⁶⁵⁾。宅基地使用权については、国が無償で⁶⁶⁾農民に土地を供給し、安定した生活環境を与える政策的な側面があるため、権利自体の譲渡あるいは抵押権の設定が禁止されている。しかし、住宅の所有権が移転した場合、宅基地使用权もそれと共に移転する⁶⁷⁾。この点を考慮すると、私見として、宅基地使用权は、当然に相続できる対象にはならないが、住宅がすでに建築され、存在する場合には、住宅の所有権の相続は認められるのだから、住宅の基盤である宅基地使用权も実質的に継続が保障されるのではないと思われる。したがって、上のような条件を充たす場合には、相続の対象となるというべきであろう。

なお、地役権および空間利用権は、土地所有権、土地使用权、農村土地請負経営権、宅基地使用权などの諸権利に付属した権利だから、主たる権利が存在すれば、この二つの権利が発生し得るため、相続に関連する問題は生じないだろうと考えられる。

最後に、特許物権は、行政の特別許可を得て自然資源を開発、利用する権利であるため、国が国家資源をコントロールする色彩が濃く、私法である相続法の問題ではないため、相続の対象ではないと思われる。

(3) 中国法の通説は、占有を取得する方法として、遺失物の拾得や無主物の先占などの原始取得と、占有の移転および占有の相続といった継受（承継）取得とを大別しており、原始取得は法律行為ではなく、事実行為に基づくものであるとしている⁶⁸⁾。学者は、占有は一種の事実行為であることを認識しつつ、占有には移転性があるという各国の民法の共通の見解

を引用しているのである。

一方、相続による占有の可能性の有無という問題に対し、否定説と肯定説が対立している。否定説は、占有は一種の事実であるため、占有者が死亡すれば、占有の意思が存在しなくなると同時に、物の実力による支配も消滅するから、承継性がありえないことを理由にする。これに対し、肯定説は、占有は一種の状態であるが、法律上、占有により一定の利益をもたらす可能性が存在するため、占有は一種の積極的財産と考えられる。さらに一身専属性を有しないため、承継性があるとする。ある学者の中国物権法草案建議稿では、肯定説を採用している⁶⁹⁾。また、相続法的な視点から見ると、相続は、もともと被相続人の法的地位を承継するものであるため、占有者としての被相続人の地位も、そのまま相続人に承継されると考えられる⁷⁰⁾。

また、いつ占有が相続によって移転するかについて、意見が分かれている。少数説は、占有は被相続人の支配範囲から逸脱すると、すぐに相続人の下へ移転するのではなく、相続人の物に対する事実上の支配が発生するとき、初めて移転すると主張している⁷¹⁾。これに対し、有力説は、占有の承継は、占有の取得と異なり、物の実質の支配や、承継の意思表示などを必要とせず、法律の擬制に基づくものであり、相続が発生すれば、相続人は直ちに占有を取得すると理解している⁷²⁾。

(4) 中国法においては、知的財産権は、著作権、特許権、商標権、発明権などの諸権利の総称である。著作権における署名権、発表権や特許権における表明する権利や、商標権の栄耀ある称号⁷³⁾などの人身的な(一身専属的な)権利は、承継の対象にはならず、財産的な権利のみ、相続できる⁷⁴⁾。

2 婚姻法(家族法)の改正による夫婦財産制の確立がもたらす相続法上の影響

中国の旧婚姻法は1980年に制定されたものであり、婚姻の自由、一夫一

妻制、女性・老人・児童の権利の保護などの面において重要な役割を果たしてきた。しかし、最高人民法院が婚姻法に関わる司法解釈を公布したにもかかわらず、旧法は親等の計算方法、非嫡出子の準正、夫妻の人身権利⁷⁵⁾、扶養、涉外婚姻、未成年者の監督権および夫婦財産制などの内容を具体的に規定するものではなかった。1995年10月の第8回全国人民代表大会常務委員会の第16次会議で、婚姻法の改正が立法計画に収められ、2000年8月、その草案が制定された。2001年4月、第9回全国人民代表大会常務委員会の第21次会議で、新しい婚姻法が樹立された⁷⁶⁾。

一方、婚姻法のほかに、中国の相続法にも夫婦財産の相続に関する規定が存在する。相続法第26条1項は、「夫妻が婚姻関係の存続期間中に所得した共同所有の財産は、約定のあるものを除くほかは、遺産を分割するときは、まず共同所有の財産の半分を取出し配偶者の所有とし、その余りのものを被相続人の遺産とすべきである」と規定しており、この第26条1項の内容から伺えるように、この条文は相続における夫婦の財産の処理を定めるものである。しかし、この規定は大雑把なものであり、相続人が承継すべき遺産を定めてはいるが、夫婦財産の約定について言及しておらず、詳細の約定方法は婚姻法の規定に委ねられている。約定する方法を定める役割を果たすべき従来の婚姻法では、夫婦財産を確定する内容はあったが、相続法と同じように財産約定の詳細については一切触れていなかった。具体的にいえば、旧婚姻法第13条は、「夫婦の婚姻関係が継続期間中に所得した財産は、夫婦の共同所有に属する。双方にその他の約定があれば、この限りではない」と規定しているが、約定財産制の内容に関し、「双方にその他の約定があれば、この限りではない」という表現しかなかった。今回の改正を通じて、夫婦の共同財産制⁷⁷⁾の原則を継承しながら、具体的な約定財産制に関わる規定を制定した。また法定財産制における財産を細分化し、これにより、旧法と比較すれば、夫婦の共同財産の範囲を縮小し、夫妻の分別財産制⁷⁸⁾の要素を重視したといえる。この手法は、現在中国の市場経済の下における個人の意思の尊重と権利を重視する価値観および生

活様式にマッチしている⁷⁹⁾。なお、新しい婚姻法により、夫妻各自の財産の確定が一層容易になったため、一方が死亡した場合、相続における第三者との関係を明確化することのみならず、普段の経済活動における第三者の保護にも役に立つ⁸⁰⁾とされている。

新しい婚姻法における夫婦財産制に関する具体的な内容は、以下のよう
なものである。

第17条 夫妻の婚姻関係存続期間中に取得した以下に列記する財産は、
夫妻の共同所有に帰する。

給料、賞与

生産・経営の収益

知的財産権の収益

相続または贈与によって取得した財産、ただし、第18条第3号に
規定する場合を除く。

その他共同所有に帰すべき財産

夫妻は共同に所有する財産に対し、平等の処理権⁸¹⁾を有する。

第18条 以下に列記する事情のひとつに該当する場合は、夫妻の一方の
財産とする。

一方の婚姻前の財産

一方が身体に障害を受けたことにより取得した医療費、障害者生
活補助費などの費用

遺言または贈与の契約中に、夫または妻の一方にのみ帰すると確
定された財産

一方が専用する生活用品

その他一方に帰すべき財産

第19条 夫妻は婚姻関係存続期間中に取得した財産および婚姻前の財産
を、約定により各自の所有・共同所有または一部各自所有・一部共同

所有とすることができる。約定は書面形式を用いなければならない。約定がないかまたは約定が不明確な場合には、本法の第17条、第18条の規定を適用する。

婚姻関係存続期間中に取得した財産および婚姻前の財産に対する約定は、夫妻双方に対して拘束力を有する。

夫妻が婚姻関係存続期間中に取得した財産は各自の所有とする旨を約定した場合において、夫または妻の一方が対外的に負った債務は、第三者が当該約定を知っているときには、夫または妻の一方所有財産を以て弁済する。

社会主義制度を維持している中国では、男女平等がその大きな特色の一つであると主張されている。したがって、家庭レベルにおける夫婦の平等も男女平等の具体例として取り上げられている。そのため、新婚姻法での夫婦財産共有制の継続を通じて配偶者の財産形成への寄与を評価することは、特色を堅持している側面とも言えよう。条文の文言から明らかなように、新婚姻法第17条は夫妻の共有財産を明記する規定であり、第18条は夫妻の特有財産の範囲を明記するものであり、第19条は夫婦財産契約制度を定める内容である。この3か条ともに夫妻の財産を明確にする役割を果しており、新しい制度は相続法に一定の影響を与えるのではないかと思われる。

すなわち、上述の規定は婚姻法の範疇に属するとはいえ、婚姻関係の解消の場合も夫妻一方の死亡の場合も、同じく夫婦財産における共有財産と一方所有の財産をそれぞれ確定しなければならないという点で、相続法に深く関与している。新制度の下で、共有財産⁸²⁾・一方の所有財産・文書による約定した財産を確定することにより、夫と妻間の相続財産の範囲が明確になるのであるから、相続制度に与える影響は重大であろう。

とりわけ、中国における市場経済システムが一般家庭へ浸透するとともに、夫婦共同で事業を営むケース（いわば、家族経営）が増え、夫

婦が離婚またはその一方が死亡した場合に、婚姻存続期間中の対外的な債務関係を明らかにする必要性が生じる。つまり、夫妻が有する財産のうち、共有する部分と一方が有する部分を区別した上で、債務を弁済しなければならない。したがって、夫婦財産の確定に関わる制度の完備は、こうした需要に一致したといえよう。

また、夫婦間の財産をめぐる約定によって、第三者の利益を侵害することを防ぐために、夫婦財産の約定契約が書面形式によるものでなければならないことは、予見可能性を増加させ、現代の取引関係を安定化させるには不可欠のものである。婚姻法について新たにこの配慮をしていることは、中国の立法の近代化の表われとして評価すべきであろう。

一方、夫婦の約定財産制における約定契約は、書面形式が要求されるが(婚姻法第19条)、財産約定契約の登記を強制させる規定は婚姻法に置かれていない。登記がなければ、対外の公信力を欠いているため、制度は完全なものとは言えない。一部の学者は、登記が必要だと主張している⁸³⁾が、実務上、「意見」や「実施条例」などの規定によって、いかに処理されるかが注目される。

3 相続に関わる債権者の保護について

前述のように、中国相続法は、相続債務の有限責任の原則を樹立したものの、被相続人の遺産の状況を把握できる関連規定や、具体的に相続債権者に権利の申出をさせて、公平に分配する手続規定も、まったく見当たらない。これらの法の不整備により、債権者への侵害は深刻であり、実務レベルでは、しばしば裁判官を悩ませる問題でもある。ある学者は、この法の不整備の問題を考慮し、限定相続制度が存在できる基盤がないということを理由に、中国では本当の限定相続が存在するのかという疑問を提起した⁸⁴⁾。以下では、債権者の利益を侵害する主な事態を分類し、問題の所在を明らかにしたい。具体的な解決方法に関する判例の分析や解釈上立法上の課題の展開については次章に譲る。

1) 被相続人が生きている間に発生する債権者の権利の侵害

現代の医療技術の進歩とともに、人が自己の死亡を予測することがますます簡易になりつつある。そのため、自己の死亡を予測できる被相続人は、自己の債務超過を考慮し、生きている間に財産の不正な処分を行いがちである。そのよく見られる手法として、以下のものがある。

無償で自己の財産を他人に贈与すること

正常な価額より低い価額で、自己の財産を売却すること

特殊な利害関係をもつ債務者の債権を放棄すること

自己の指名債権を放棄すること

履行期に達していない債務を事前に弁済すること

担保を提供していなかった債務に自己の財産をもって担保を提供すること

中国相続法では、被相続人の生前に行う不正行為に関する規定は、まったく見当らず、また、中国では企業破産法はあるものの、個人の財産管理を規定する法律は、次のような個別の条文以外に存在しない。また、個人破産制度に相当するものも存在しない。個人の財産を不正に処分させないよう設けた規定として、「最高人民法院関与貫徹執行民法通則若干問題の意見」第130条は、「法定義務の履行を逃れるために、贈与者が他人に自己の財産を贈与した場合において、利害関係者が自己の権利を主張したときには、その贈与は、無効と認定する」と定めている。これは日本法でいう債権者取消権に類似するものであるが、中国の民法通則の具体的な執行にかかわる規定であるため、当然、相続法にも適用できる。しかし、これだけではあらゆる不正行為に歯止めをかけることができない。そのため債権者は、個人債務者の財産状況を把握し難く、破産寸前に陥った個人の債権の回収は困難なことである。したがって、相続法の領域のみならず、個人消費が盛んになりつつある中国にとって、個人破産制度の確立は、取引関係を安定化させるために極めて重要なことであると思われる。

2) 相続開始後、相続債権者の利益が相続人によって侵害される場合

被相続人死亡後、財産を相続する際、相続人が相続債権者の利益を侵害することは、もっとも一般的に見られる形式である。このような行為の発生も、相続法の不完備に密接に関連している。制度の欠陥は、以下で述べるいくつかの側面からうかがえる。

まず、中国の相続法は直接承継を認めた上で、限定相続原則を導入している。本来なら、直接承継なのだから、被相続人が死亡したとき、遺産は直ちに相続人に帰属し、相続人はこの遺産を自由に処分することができるはずであるが、限定相続原則があるために、この支配できる遺産を以て相続債務を弁済したあと、はじめて遺産を分配できる。もとより、限定承認原則は相続人が相続によって獲得した財産を責任の限度として、被相続人の債務を負担することを留保した上で、相続を承認することである。これは、公平の見地に立ち、相続人を被相続人が遺留した過酷な債務から保護する制度であるが、相続債権者の利益を無視したわけではない。中国相続法は、多くの場合、被相続人は財産らしき財産を持たないという実態を考慮して、なるべく相続関係を簡略化させ、“父債子返・夫債妻返”という封建的な習慣から相続人を救出しようという立法目的で、直接承継および限定相続原則を採用したと思われる。しかし、現行の中国相続法制度には、財産目録の調整などの遺産の状況を確定する規定が存在しないため、限定相続制度の中核の部分が欠如しており、現状では相続債権者は遺産の具体的な状況を知る余地もない⁸⁵⁾。その結果、一部の相続人は遺産の一部を隠匿して、残りの遺産の範囲で弁済するなど、限定相続の恩恵を享受しながら、隠匿した遺産を自分のものとし、結果として本来の限定相続に相応する義務から遁走している⁸⁶⁾。

つぎに、相続人は包括承認⁸⁷⁾、限定相続あるいは相続放棄のいずれかを定めること、すなわち自己の相続について選択する際の熟慮期間に関する規定は、相続法第25条2項⁸⁸⁾で定められているところの、受遺者が遺贈を受ける期間を規定するもの以外に見られない。つまり、相続法第25条1項⁸⁹⁾の規定によれば、遺産が処理されれば、各相続人が相続を放棄したかどうか

を確定できるので、各相続人が負担すべき債務も明らかになるが、相続開始から遺産分割までの間、各相続人間の相続分が明確化しないため、相続債権者は迅速に自己の債権弁済者の確定ができず、新たな権利義務関係を構築しがたいのみならず、その期間中の遺産の管理上にも問題をもたらしている。また、たとえ遺産の分割後に、各債権者は「最高人民法院関与貫徹施行相続法若干問題的意見」の第62条に基づき、明確化した債務についてそれぞれの相続人または受遺者にその弁済を求めることができても、分割前のように、遺産の範囲で債務を一括して弁済するのではないから、法律関係を複雑にする結果となり、中国法における相続関係を簡潔化させるという立法趣旨に矛盾している。

3) 相続人または受遺者が、相続権または遺贈を放棄することによって、自己の債権者の利益を侵害する場合

これは、相続人または受遺者に債権者がいる場合、債務を弁済するための固有の財産がないために、強制執行が実施できないときに、相続人または受遺者が故意に本来相続しうる遺産を放棄することである。債権者の権利を侵害する主体を類別すれば、(1)単独侵害と(2)協議による侵害とに分けられる。前者は、相続人または受遺者が単独で侵害行為を実施したことを意味するのに対し、後者は、他の相続人が、承継できる遺産によって自己の固有債務を弁済することを回避しようとする相続人または受遺者を幫助し、共同で侵害行為を行ったことである。

なかでも、相続人または受遺者が、他の相続人と連携することで債務の弁済から逃れようとするやり方が、よく行われる方法として考えられる。相続関係から離れた一般の取引関係において、債務者が債務弁済を免れるよう他人と協議して行った偽装行為は、一種の虚偽表示として、民法の共通原則の下において無効な行為であることと考えられている⁹⁰⁾。しかし、この射程範囲は相続行為の一種である相続放棄にまで及ぶか否かという問題について、検討する余地がある。現代の相続法は、身分的な性格よりも、むしろ財産的な性格が強い。かつ、他の相続人と談合した上での相続放棄

は債権者に大きな被害を与えるため、取引安全の確保の見地から、債権者を保護すべきという観点から、中国相続法では、「意見」第46条は、「相続人が相続を放棄することによって、法定の義務⁹¹⁾を履行できない場合、相続権を放棄することは無効である」と規定し、相続放棄を制限している⁹²⁾。しかし、相続にかかわる法律行為は、財産的な行為としての側面を帯びるとはいえ、相続人の人格の自由と尊厳に関わっている。したがって、相続放棄行為は債権者が取り消すことのできる行為ではないと考える学者もいる⁹³⁾。また、相続人と取引をする債権者、あるいは融資をした者は、もとより行為をする際に相手方が相続財産を獲得できることを想定しなかったに違いない。にもかかわらず、法によって強制的にその債権者を救済することは、法的バランスを崩し、相続人の選択権を妨害することになると考えざるを得ない。

本章で、中国における相続法に関わる学説の動向や新たに生じた問題を整理してみたが、内容を観察すれば分かるように、中国相続法の制定当時と比べれば、中国社会の変遷により、従来の相続法では対応しきれない問題が各種の側面から生まれてきた。次に、幾つかの事例を取り上げ、実際上の第三者に関わる債務の弁済をめぐる問題解決方法を検討したい。

四 債務の承継をめぐる事例の検討

1 遺言相続人と受遺者⁹⁴⁾

1) 事実概要

被相続人である甲の妻は、1981年に死亡し、甲の娘である乙は、1971年に結婚し、他の村へ移住したため、甲は一人暮らしをしていた。甲は年をとったため、生活に不便を感じていた。乙は時々面倒を見に帰ってきたが、近所の丙がその主な世話をしていた。甲と丙との間で、遺贈扶養取決めは結ばれなかった。1987年、甲は丙に感謝の意を表すため、遺言を作成した。その内容は、自己の4つの居室および居室に付属する家財道具を丙に遺贈

し、貯金の1800元を乙に贈与するというものだった。1992年、甲が病気で死亡した後、乙と丙は甲の遺言通りに遺産を分配した。しかし、2ヶ月後、隣村に住む農民の丁は、甲の居室を修繕するためにかかった200元の債務の返済を求めてきた。丙は、遺産を受ける権利はあるが、債務を返還する義務はないと主張した。乙は、居室は自分が承継したものではないことを理由に、債務の返済を拒絶した。そのため、丁は提訴した。

2) 判決内容

人民法院は、以下のように考えた。

甲が残した200元の債務は、受遺者である丙が受けた遺産と関連はあるが、甲が丙に遺言で遺産を贈与した行為は、負担付の遺贈ではなく、単純遺贈である。したがって、200元の債務は、甲の債務であり、遺贈とは必然的な関係がない。遺贈者の遺産は、債務の返済に足りない場合のみ、遺贈の執行に影響を及ぼす。

被相続人の債務の弁済に関しては、「関与貫徹施行相続法若干問題的意見」第62条が、「遺産が分割され、債務が弁済されなかった場合において、法定相続、遺言相続および遺贈が共存するときには、まず法定相続人が、継承した財産を用いて債務を返済する。不足するときは、残りの債務については、他の遺言相続人と受遺者が、所得した財産の割合で債務を弁済する。遺言相続人と受遺者しかないときには、遺言相続人と受遺者が取得した財産の割合で債務を弁済する」と規定している。

本件の場合には、遺言相続人と受遺者しかないため、被相続人の債務を2人で、実際に受領した財産の割合で負担する。丙と乙は、それぞれ3400元相当(4つの居室3000元と家財道具400元)と1800元の財産を受けたのであるから、丁の200元の債務に関して、丙は130元、乙は70元を負担しなければならない。

3) 分析

この事例の争点は、中国相続法における遺言相続人と受遺者との違いおよびそれぞれの相続する客体である。

本件を検討する前に、中国相続法における各規定の位置付けおよび関係を略説しておきたい。中国の相続法に関連している主要な規定は、中国相続法と「意見」である。先に制定され、原則および基本的な立法理念を反映しているのは、中国相続法である。しかし、実際の事件の審理において、法を制定する時点で想定できなかった、相続法の条文のみで対応しきれないさまざまな事態が現れた。その補強措置として、最高人民法院は条文の解釈および事件解決の方向性と具体策を示し、「意見」として整理した。言い換えれば、「意見」は各裁判所における実際の事件の処理に影響を及ぼす条文と同じ法的効果を持つ、一種の(最高裁の)ガイドラインに相当するものである。相続法規定のみならず、このような立法の手法は中国の他の立法においても頻繁に見られる現象である。

さて中国相続法第33、34条によれば、相続人が相続を放棄せずに遺産を相続する際に、相続人は先に被相続人の未納の税金と債務を、被相続人の遺産の実際価格を限度に支払わなければならない。また、遺贈の執行で被相続人(遺言者)が法により納めるべき税金と債務の全額弁済を妨げてはならない。ところが、相続人の中には、債務と税金を弁済した後に遺産を分割しようという相続法で定めた趣旨を無視し、弁済せず、あるいは一部弁済しかしないで、遺産を分配してしまう者がいる。これに対する特殊な措置として「意見」の第62条が適用されるのである。すなわち、「意見」第62条2項は、被相続人の債務が弁済されずに遺産が分割された場合における法定相続人、遺言相続人および受遺者がそれぞれ弁済すべき債務の額を規定するものである。したがって、本件でもこの意見を適用すれば、遺言相続人と受遺者が、取得した財産の額に応じて債務を弁済することになるのである。

中国法の学説においては、遺言相続人と受遺者が承継する客体の範囲は違がないのだから、相続財産に消極的財産が含まれている場合には、受遺者も遺言相続人と同じく、積極的財産とともにこれを同時に受け入れなければならないと主張している立場がある⁹⁵⁾。なぜなら、被相続人が遺言

を作成し、受遺者に自己の財産を承継させることは、受遺者が相続人から遺贈の目的物を取得することを意味しているだけではなく、受遺者が直接に遺産の分割に参加でき、受遺者しかないような場合には、受遺者による遺産の管理および被相続人の債務の弁済などのことも生じうるからである。また、相続法第34条が、受遺者が取得した遺産の多少にかかわらず、被相続人の債務の弁済および納めるべき税金の納入を妨げてはならないと規定している点も、受遺者が遺言相続人と同じ地位にあり、消極的財産を弁済する義務を負うことを証明している。

しかし、こうした考え方に対してはいくつかの疑問がある。中国相続法では、法定相続と遺言相続とを大別しており、法定相続は、法の規定を適用し、遺言がない場合または被相続人の遺言に基づいて遺産を処分した後に残した財産を分配する方法である。すなわち、遺言相続が優先される。また、中国相続法では遺言により遺産を法定相続人以外の者に相続させることを遺贈とする。つまり、中国相続法における遺言相続人と受遺者との概念はまったく異なっているのである。遺言相続人となるのは法定相続人にとどまるのに対し、受遺者には国家、集団あるいは法定相続人以外の者になることができる。つぎに、中国相続法があえて遺言相続人と受遺者を区別したのは、それなりの理由があると考えられる。すなわち、遺言者は法定相続人以外の者に恩を感じており、それに報いる本人の気持ちもしくは自己の遺産をもって他の者を援助する思いを尊重したいという遺贈の目的こそが、本来の立法趣旨ではないだろうか。また、中国相続法における法定相続、遺言相続でも権利・義務の一致の原則を適用するが、受遺者に積極的財産のみを取得させることは、被相続人の生前の面倒を見た受遺者の利益を相続債権者の次に手厚く保護できるような効果をもたらし、この点において中国相続法における権利・義務の一致という大原則をより強調した結果となるからである。

「意見」第62条に従った本件の判決のような解決をすると、相続債務が存在する場合には、本来ならば遺言相続人よりも重視されるべき受遺者の

利益が十分に守られない結果を招く。遺言相続人は法定相続人に属しているのだから、法定相続人が承継すべき遺産が最初に弁済に当てられるのであれば、次には、遺言相続人への遺産を用いて弁済すべきであると思われる。遺言相続人と受遺者が自己が取得した遺産の割合で相続債務を弁済することは、受遺者制度を設けた趣旨に反しているのではないと思われる。

確かに、「意見」第62条では、ある遺産が分割されたが、弁済が終わっていないという前提がある。分割に関与した遺言相続人と受遺者に「意見」第62条通りに弁済させることは、債権者の保護を考慮した相続法第33、34条に反した場合の特殊な措置とも言える。中国相続法が限定相続原則を取っている以上、当然、債務を完全に弁済せずに遺産を分割した場合における相続債権者と遺産を承継する者との利益のバランスを考慮しなければならない。こうした場合は、被相続人のすべての積極的財産を限度に、債権者への弁済を優先すべきである。すなわち、仮に限定相続原則のもとで債務を弁済する場合でも、債権者と比べれば受遺者の利益が劣後する。したがって、法定相続人と遺言相続人が取得した財産を以て債務を弁済しても、なお債務が全部弁済に至らなかったときは、受遺者も自己の取得した財産を限度に債務を弁済しなければならない。

しかし、遺産が十分に相続債権者を満足させることができるような場合は、「意見」第62条のような解決法は、本来法定相続人と遺言相続人より優先されるはずの受遺者にとって不公平である。財産の割合で遺贈するような包括遺贈ならば、債務の承継もその割合に応じるのだから、債務の弁済を単純化させるという視点から第62条には一理がある。しかし、本件のような居室や建物などの特定物を目的とする特定遺贈の場合は、取得額に比例して債務を弁済させる理由は存在しないものと思われる。日本法の場合、包括遺贈は債務も継承しなければならないのに対し、特定遺贈は債務を承継する必要がないとしていることも参考になろう。

2 債務の弁済と相続法原則との関連⁹⁶⁾

1) 事実概要

甲はある村の村民である。1986年、その息子の乙は、同じ郷の女性丙と結婚した。1988年、乙は短距離運送業を営むために、借金してトラックを購入した。1989年春、乙は事故に遭い死亡し、車は大破した。彼の遺産を整理する際、4000元の貯金を発見した。妻である丙に属する半分を除き、2000元は遺産として計上できる。その他、建物は4000元の価値があり、それに身の回り品を加えて、合計7000元の遺産があった。乙は、生前、トラックを購入するために、農業銀行から4000元、丁から3500元を借りていた。被相続人である乙には、父甲、妻丙、丙との間の幼い娘戊という3人の相続人がいる。

甲と丙は、農業銀行の4000元の借金を返済し、残りの3000元を甲、丙、戊、3人で1000元ずつ均等に分けた。そのことを知った遺産債権者である丁は、二人に対し借金の返済を求めたところ、二人は、いろいろな口実をもうけて弁済を拒否した。そのため、丁は提訴した。

2) 判決内容

人民法院は以下のように認定して、判決を下した。

甲と丙は、遺産を分割する前に、相続債権者である丁に対する債務を弁済せず、農業銀行の借金だけを返済し、遺産を分割するときには、債務の負担について何らの協議も結ばなかった。したがって、2人は、丁の債権に対し、連帯責任を負わなければならない。すなわち、甲と丙は、債務を返済する義務があり、それぞれが自己の負担すべき債務以上の金額を弁済したときには、超過する部分を相手に請求しうる。

また中国相続法第33条は、「遺産相続にあたっては、被相続人が法により納付すべき税金および債務を完済しなければならない。税金の納付および債務返済は、その遺産の実際価額を限度とする。相続人が遺産の実際価額を超える部分を自由意思で返済する場合はこの限りでない」と規定し、「意見」第61条は、「相続人の中に、労働能力に欠ける者、または、生活基

盤のない者がいる場合には、遺産が債務の弁済に足りなくても、その者のために一定の遺産を留保すべきである。次に、相続法第33条と民事訴訟法第204条の規定に照らして、債務を弁済する」と規定しているため、本件の場合には、相続人には被相続人の幼い娘戊がいることを鑑み、戊に分配した1000元は留保すべきである。

したがって、丁への債務に対し、2000元を限度に、甲と丙は連帯して、その債務の弁済をしなければならない。

3) 分析

相続債務に対し相続人間では如何なる責任を負うかが、本事例が提起した主な論点である。また「意見」第61条で、労働力に欠ける者、あるいは、生活基盤のない者に留保されるべきとは、どのような性質のものなのかについても検討する必要がある。

まず相続人が負う責任という問題に関し、3種類の考え方がある。一つは、分割責任主義であり、つまり、相続債務に対し各相続人たちは自己の相続分の割合で弁済責任を負うという考え方である。日本とフランスの民法はこの考えをとっている。二つ目は、ドイツ、スイスと台湾の民法が採用している共同責任主義であり、つまり、各相続人は共同してすべての被相続人の債務を負担しなければならないという方法である。三つ目は、折衷主義であり、すなわち、遺産が分割される前には、相続債権者は相続財産に対し自己の弁済を請求することができ、遺産が分割されたあとは、各相続人は自己の相続分に比例して相続債務を弁済するという方法である。オランダ、ポルトガルの民法はこの解決法を取っている。

中国相続法がどの手法を採用しているかについては明確ではないが、実務上では共同責任主義であると説明されている⁹⁷⁾。その主な理由は以下の2点である。

第一に、相続債務は被相続人個人が生前に遺留した債務であるため、本人の死亡後、その債務が多数の相続人に分割帰属し、債務を弁済する主体が変更されたとはいえず、単一債務の性質は変わっていない。仮に債務が相

続人の取得した財産の割合で分割されれば、相続人の中に弁済能力を有しない者が現れたときに、相続債権者の債権を回収するリスクが増大する恐れがないとはいえない。したがって、債権者保護という見地から言えば、共同責任主義が有利である。

第二に、実務の経験から見ると、各相続人に連帯責任を負わせることは、分割責任主義を採用することによる債権債務関係の複雑化を回避することができ、弁済を迅速に解決することに役に立つ。しかし、相続人に連帯責任を負わせれば、相続債権者は財産管理人あるいは弁済能力のある相続人に弁済してもらうことにより、債権者の利益が最大限に保障される反面、相続人間の財産関係が繁雑になる恐れが生じうる。したがって、相続債務を弁済する際のもっとも直接で簡潔な方法は、遺産が分割される前に債務を弁済し、残留の遺産を相続人間で分配するやり方である。

次に労働能力に欠ける者、または生活基盤のない者のために、遺産が債務の弁済に足りないときでも、一定の遺産を留保すべきであるという相続人中の要保護者の保護に関し、二つの考え方がありうる。すなわち、債務の免除と責任の免除である。中国ではこの問題に言及する学者はいない。また「意見」第61条の立法経緯ないしその理由も公にされていない。しかし、制度の実態を考慮すると、責任の免除の方に賛同できると思われる。それは次のような理由による。

債権債務関係は当事者間の合意によるものであり、保護が必要となる相続人は直接にこの関係に介入しておらず、また、債務の免除には債権者の債務を免除する意思が必要であるが、多くの場合には相続債権者に債務を免除する意思があると考えられにくい。他方、条文で制定した要保護状態にある相続人の生活基盤の保障は、債権者の利益を犠牲にしてまで行われるべき、一種の国情を考慮した相続法の原則とも言える。社会実情を想定すると、ここでいう要保護状態にある相続人の多くは、被相続人のみに依存し、生活している老親または成人していない子だと考えられやすい。現在の中国が膨大な人口を抱えているため、これらの人の生活のすべてを国

が負担することは、福祉財政上限界がある。つまり、相続法におけるこのような規定は、相続財産により要保護の相続人の生活を安定させるための強制的な制度であり、養老育幼の原則の延長であると理解できる。したがって、責任の免除という考え方の方が実情に適していると思われる。

またこの相続法における要保護状態にある相続人の保護は、外国の立法例では見られない現象であり、中国独特のものともいえよう。一方、最近、中国の都市部において社会保障制度の改革が実施されており、中国のWTOへの加盟により、一般市民を対象とする商業保険も多様化しつつある。しかし、中国の都市部と農村部との大きな格差が短期間に消滅しない事態を鑑みると、この保護規定はなお維持して、その救済的な役割を果たさせる必要があると思われる。

3 債務返済の順位⁹⁸⁾

1) 事実概要

被相続人の甲には、息子の乙₁、乙₂と娘の乙₃がいる。3人とも結婚し、仕事に就き経済的に独立している。1994年3月、甲は自己の貯蓄を利用してファストフードレストランを開業し、経営は順調であった。1995年1月、甲は店舗を拡大しようと思い、資金が不足であったため、友人の丙から3万円を借り入れた。1995年1月、甲は病気で倒れ入院し、ガンと診断された。甲が入院している間、店の営業は継続していたが、税金を納めなかった。1996年4月、甲は死亡し、その未納の税金は2万円に達した。

乙₁、乙₂と乙₃は、甲の葬式のあと、財産を清算した。店舗を譲渡した収益5万円とその他の遺産は、合計6万8000元である。3人は丙からの借金、医療費および従業員の賃金を返済した後、残りの6000元を、2000元ずつ均等に分けた。税務機関は相続人である3人に納税を催促したが、3人は甲が死亡したことを理由に税金の納入を拒絶した。1ヶ月後、税務機関は、未納の税金2万円とその遅滞金1200元との納入を再び促したが、3人は、これは税務機関の嫌がらせであることを理由に、こうした行為は違法

行為だと主張し提訴した⁹⁹⁾。

2) 判決内容

人民法院は、消極的財産として、税金2万元、借金3万元、従業員の賃金1万2000元および、医療費2万元、合計8万2000元と認定し、「意見」第61条にある債務の弁済順位を間接的に定める内容を持出した。つまり、「意見」第61条と関連する民事訴訟法第204条が、「破産後の財産は、破産費用を弁済した後、以下のような順位で返済する。破産企業が遅滞した作業員の賃金および保険費用、破産企業が未納の税金、破産債権。破産財産が同一順位の返済請求を満たさない場合、均等に分配する」と規定している内容を適用し、相続の際も、この規定を援用するという理解を示した。

したがって、人民法院は、乙₁らが債権弁済の順位を無視したことを理由に、乙₁らに対して2万元の税金の全額を払わなければならないとする判決を下した。

なお、1200元の遅滞金については、これは債務から発生したのではなく、相続人が税金を未納したために生じたものであるため、3人の相続人は自己の固有財産を以て支払うべきであると判断した。

3) 分析

この事例は相続債務の弁済順位を説明したものであり、事例では弁済の順位を無視した相続人に、取得した相続財産を超えて未納の税金を支払わせるという、一種のペナルティーを与えたが、法的根拠についてはっきり言及しておらず、検討する余地があると思われる。

中国相続法は、債務を弁済した後で遺産を分配するという限定相続を原則として採用しているが、例えば、日本法の限定承認とは相違がある。すなわち、中国相続法の限定相続の原則は、被相続人の債務の弁済および未納の税金の納入を履行させることが、その目的として位置づけられており、相続人が特別に限定承認をする意思表示をする必要がなく、当然に限定承認の処理方法のもとで遺産が処理される。そのため、熟慮期間中に相続人

は時間と費用を費やし、財産目録を作成する必要がなく、この意味で遺産処分が簡潔化されている。私見によれば、現段階では多額の財産を所有しない人が大半を占めている中国の実態を鑑みると、この制度が必ずしも合理性がないとはいえないと思われる。中国のこの特殊性を帯びる制度に対し、多くの外国法は相続人に熟慮期間中に包括承認、限定承認、相続放棄のいずれをとるかを決定させている。

しかし、当然の限定相続制度が相続を簡略化させた反面、遺産の処理を相続人に任せているため、相続債務が存在するとき、相続人が「意見」第61条で規定している弁済の順位を無視するような事態が多発している。

本事例の場合は、相続法第33条に照らし、相続人は限定相続をすれば、不足金の支払いを免除されるが、実際にはすでに遺産分割が行われていたため、「意見」第62条が適用される。そうすると、相続人たちは、それぞれ、自己の獲得できた2000元を限度に、債務の弁済にあたればすむはずである。しかし、裁判所は「意見」第61条を適用し、相続人に、限定相続に基づけば支払うべき金額を超えた未納の税金および遅納金を納入させるような制裁的な判断を下したのである。

前述の事例2を観察すれば明らかのように、相続人が弁済の順位を無視した弁済を行っていたにもかかわらず、事例2の判決は、依然として限定相続の原則のもとで問題を解決している。すなわち、事例2では、相続人である父甲と妻丙は、遺産を処理する際、債務の弁済順位を無視し、相続債権者丁への3500元の債務をまったく支払わなかった。仮に、事例3の処理方法を事例2に適用すれば、乙の幼い娘への1000元の養育費を保留すべきだとしても、甲と丙は固有の財産をもって丁に対する3500元の債務を全額弁済しなければならない。しかし、裁判では両相続人に連帯責任を負わせ、丁の債務の弁済は2000元を限度に認められた。二つの事例を比較すれば、対処方法の差異が明らかである。その理由として、事例3では税務の履行の確保が優先されたためなのか、それとも、別の原因なのかは不明である。このような現状を考慮すると、弁済の順位を無視した相続人に対す

る明確な統一の規定が存在しないような局面は、看過できない問題といえる。

相続人を相続債務の無限の弁済という泥沼から救済することと、相続債権者の保護とのジレンマをいかに調整するかを考察するとき、相続法の範囲から離れたより広い視点から俯瞰する必要があると思われる。民法の一般的な常識からすれば、債権者は人に融資をするとき、自己の債権を円滑に回収できる保証として物的または人的担保を設定することは、当然の方策である。この意味では、相続法における相続債権者の救済は、私人間レベルの借金または債務者の急死のような場合の補足的な措置に過ぎず、補助的な役割しか果たせない。また中国相続法に当然限定相続を導入した意図の根底には父債子還、夫債妻還といった封建的な悪習慣を排除する狙いがあり、仮に相続法において遺産処理を間違えた相続人への制裁的な措置が一般的に拡大され、日本法でいう法定単純承認に近いような制度になるとすれば、中国法における当然限定相続の本来の目的と相容れないものになりかねない。

この点について中国法ではまだ議論されていないが、誤って債務の弁済を行った相続人に何らかのペナルティーを課そうとする場合、私見としては、一般の相続制度とは別個に、利益が害された債権者に対する相続人による損害賠償制度を導入することが、選択肢の一つとして考えられる。そうすると、相続人への制裁的な措置と中国法における当然限定相続との両立が可能となる。さらに、こうした相続人の不法行為は、当該相続人が善意であるか、悪意であるかを、責任を考慮する際の重要な要素として、賠償責任の成立要件に収められることにより、事件ごとに相続人の責任を判断することができるようになる。

損害賠償請求権に関わる具体的な外国法の立法例をみると、日本民法934条のような規定が参考になるのではないかとと思われる。この条文には限定承認における不当弁済を行った相続人に責任を負わせる規定が含まれており、弁済の順位を無視した場合にとどまらず、債権者および受遺者に

合理的、かつ公平に弁済することも広範に考慮したものである。すなわち、

927条の公告または催告を怠ったとき、928条の拒絶権を行使せず、債権の申し出期間中に、一部の相続債権者または受遺者に弁済をしたとき、

929条に定められた配当弁済を誤り、または優先権をもつ債権者の権利を害したとき、930条に違反して、弁済期末到来の債権に配当弁済を誤り、または条件付もしくは不確定期限の債権を適法に評価しなかったとき、

931条に違反して、相続債権者より先に受遺者へ弁済したとき、以上の場合について、限定承認者は、弁済されなかったため損害を被った相続債権者または受遺者に対し、賠償の責任を負わなければならない。

中国相続法は、意思表示を必要としない限定相続原則を採用している以上、日本法934条のような明確な規定を導入し、不当に弁済を行った相続人に責任を負わせるべきではないだろうか。

4 夫婦の共同債務¹⁰⁰⁾

1) 事実概要

1969年、甲は乙と結婚し、1972年に離婚した。二人の間に子どもはいなかった。1973年、甲は丙と再婚し、1975年に丙₁(女子)をもうけた。甲には、病気を抱えている身体障害者である父丁があり、甲が常に彼の世話をしていた。

1994年から1997年にかけて、甲は妻の丙と共に小さなレストランを共同経営していた。1997年5月、レストランは経営不振で倒産し、期間中、未納の税金は6000元に達した。また、1996年11月、甲は資金を集めるために、友達である戊から6万円を借り入れた。返済までの期間は1年であった。

1997年11月、甲は死亡し、財産として、4万円相当の私有建物、1万2000円の貯金、レストランを譲渡した1万円、及び家具、電化器具などの2万円相当の動産がある。甲は死亡するとき、録音遺言を作成し、3000円を前の妻である乙に遺贈した。

丙₂は、上の財産を現金化し、総額の半分である4万1000円を遺産とし

て、まず税金の6000元を納入し、次に3000元を受遺者の乙に配当し、最後に、自分と娘の丙₁で残りの遺産を分け、各自1万6000元を獲得した。遺産分割終了後、1997年11月、戊は債権の回収を丙に求めてきたが、丙は夫が死亡したことを理由に弁済を拒絶した。そこで戊は提訴した。

2) 判決内容

人民法院は、相続法第31条、「意見」第61、62条の規定を適用し、以下のような判決を下した。

丙は、遺産で納入した夫婦共同の税金の6000元の中の3000元を遺産に戻さなければならない。

相続人丁は、労働能力なく、他の生活できる基盤もないため、6000元の保留分を確保しなければならない。丙と丙₁は、自己の現実に取得した遺産から、3000元ずつを丁に与えなければならない。

戊の6万円の債権の半分に相当する3万元が遺産の債務に属し、まず丙と丙₁は剰余の2万9000元の遺産を以って返済し、不足の1000元は乙への遺贈から引く。

残りの戊の3万円の債権については、丙は自己の固有財産を以って弁済する。

3) 分析

この事例は夫婦の共同債務の弁済にも関わっており、私有企業が活性化してきた近時の中国では、こうした問題が増加していくことは間違いないであろう。まは、本件は遺言相続に関するものであり、相続人には身体障害者である老親が存在する。中国相続法の遺言相続に関する規定では、弱者の法定相続人の生活を配慮した必留分制度¹⁰¹⁾が設けられている。この遺言の自由を制約する制度は、外国法で言われている遺留分制度とは異なる。これは中国の学者の一般的な考えである¹⁰²⁾。この制度は濃厚な中国的色彩に彩られ、中国相続法の原理を理解するうえで、きわめて重要な位置を占めるとされている¹⁰³⁾。つまり、相続法第19条は、「遺言は、労働能力に欠けまた生活の基盤の無い相続人に対し、必要な遺産分を保留すべき

である」と規定し、遺産の一部を利用することで、これらの者の生活を保障しようとした。また法定相続に関する規定にも、同じような趣旨で制定された条文が存在している¹⁰⁴⁾。全般的にみれば、こうした中国相続法の規定は、前述の養老育幼の原則のもとで働くことによって、遺産を通じて社会福祉または社会保障の一翼を担う役割を果たしていると推測できる。本件の判決は、要保護状態にある法定相続人がいるときの裁判の仕方にも触れ、弱者の相続人が裁判で自己の要求を主張しなくても、裁判官は実態に照らして、遺産を与えることができる。これは、その他の類似する裁判における弱者の保護と、その者に分配する具体的な遺産を裁定することに指針を与えていると思われる。

裁判官が判断を下すとき、夫婦共同の財産および債務を明確に二分割したことを評価すべきである。新たに改正された婚姻法のもとでは、夫婦間における財産の確定がよりしやすくなり、夫婦の共同財産および債務を算定することは一層容易になるに違いない。本件のような相続の際の夫婦共同財産に関連する既存の考え方は、引き続き承継されるとと思われる。

また、本件の場合、要保護の相続人、相続債権者、租税債務、受遺者および法定相続人が同時に存在しており、その弁済順位に関して、裁判は事例3と同じように、「意見」第61条の規定を適用したのである。裁判における条文適用の一貫性を貫いていることを評価すべきと思われる。ただ、判決は夫婦の財産を分割することを明らかにしているが、遺産を分配する際の具体的な流れまたは経緯の説明は必ずしも理解しやすいものではない。判決文から推測すれば、恐らく以下のような方法だったのではないと思われる。まず、夫婦間の財産も債務も二分割される。即ち、夫婦総財産は8万2000元となり、それぞれの財産は4万1000元であり、債務は戊からの借金6万元と税金の6000元の総額の半分の3万3000元である。次に、夫甲の遺産分割をする。その詳細を見ると、甲には相続債務3万3000元と丁への必留分6000元および乙への遺贈3000元がある。「意見」第61条に基づけば、甲の遺産は必留分6000元、相続債務3万3000元、そして遺贈の順位で

控除していくが、遺産総額が不足のため、法定相続が行われず、また、債務を弁済するために乙への遺贈は2000元にとどまることになる。以上のような分析結果をみると、本判決では弁済の順位が守られ、要保護者および受遺者の利益がそれぞれ確保されたことから、納得のいくものだと思われる。

ただし、労働能力に欠ける、または生活の基盤のない相続人に保留すべき財産額の算定方法は、明らかなものではなく、職権主義による裁判官の主観的な判断に委ねられている。この点に対し、法の予見可能性、安定性の見地から問題を抱えている。これからの相続法改正のとき、近代立法の視点から見れば、第三者からでも、要保護の相続人がいるときの各相続人が取得できる具体的な遺産額を推測できる計算式の導入が欠かせないものと思われる。

以上4つの相続債務の弁済に関連する事例を分析すると、1つの共通の問題を抱えていることが伺える。

つまり、比較法的な観点からみると、相続人が特別に限定承認をする意思表示をする必要がなく、当然に限定承認の処理方法の下で遺産が処理されるという中国の限定相続原則は、特殊性を有しているが、相続債権者の利益をも考慮した公平な補完的制度が欠如している。その象徴となるのは、遺産が分割される前における一定の遺産凍結期間が置かれていない点である。これを起因として、相続人は相続を公示せず、他の相続関係者に通知しないままの状態、相続法の規定を無視した債務の弁済、遺産の分割をすることがしばしば発生する。また、公示期間内に財産目録を作成することを相続法が要求していないため、相続人による遺産の隠匿のような状況が十分生じうる。さらに、相続債権者が裁判所に対し遺産保全の申し立てをする権利も、法によって保障されていない。

なお、外国法における実務の経験から言えば、上述の事例が掲示した相続債務に関する問題点は氷山の一角にすぎない。たとえば、事例では触れ

ていないものの、中国での持ち家制度の定着と共に相続における建物の所有権の変動から生じる紛争は、少なからず生じているのではないかと推測される。以上のような制度上の欠陥および相続財産の巨大化につれ相続関係が複雑になりうることを勘案すると、相続法制度の至急な改正が欠かせないと思われる。

五 遺言相続に関わる事例

1 遺言の効力¹⁰⁵⁾

1) 事実概要

甲と妻の乙は丙₁、丙₂、および丙₃という3人の子をもうけた。1956年、甲、乙夫婦は2部屋がある住居を購入し、家族で一緒に生活していた。1970年1月、丙₁は結婚し、7月によそへ引っ越した。同年9月に、甲は病気で死亡し、遺産が分割されなかった。その後、乙と丙₂、丙₃は、共同生活を営んだ。1985年と1988年に、丙₂と丙₃は、それぞれ結婚し、乙から離れた。1994年6月病気で死亡するまで、乙は一人で生活した。死亡する前の1994年5月10日に、乙は公証処(書類を証明する公的機関)へ行き、自己に属する居室の権利を長女丙₂に遺贈する旨の遺言を作成し、居室の権利書を丙₂に手渡した。乙が死亡後、丙₃は居室の一部を相続する権利を丙₂に贈与した。ところが丙₁は自己が相続すべき部分の権利を丙₂に主張したが、拒まれたため、人民法院に対し提訴した。

2) 判決内容

人民法院は本件を受理した後、事実を認定し、以下のように判断した。

甲が病死した後、乙、丙₁および丙₂、丙₃は相続放棄を明示しなかったため、相続が承認されたと見なされる。従って、居室の半分は甲の相続財産だとすべきであり、乙および子らはこれに対して相続権を有している。つまり、甲の遺産に対し、丙₁は4分の1の法定相続分を主張することができる。また、居室が分割に適していないため、居室を価額評価した結果、

価値は1万3000元に相当すると分かった。民法通則78条¹⁰⁶⁾および相続法の関連規定に基づき、丙₂は丙₁に対し建物の全額の1万3000元の8分の1の1625元を引き渡さなければならないとした。

3) 分析

事例の内容はきわめて簡単なものであるが、判決は共同相続財産の性質、時効および遺言相続における必留分の保障という3つの論点に触れていると思われる。

まず、共同相続財産の性質に関して、日本法では、ローマ社会の共有形態に属する共有なのかドイツ法の理論に基づく合有なのかについて盛んに論じられてきた¹⁰⁷⁾が、判決内容のところで居室が分割に適していないという表現を用いたことを勘案すると、少なくとも、本件の場合において、共同相続財産が分割可能の共有の性質を帯びているという観念を、裁判官は持っているといえよう。しかし、こうした個人主義を重視する立場をとると、金銭債務の弁済のような場合は、債務の分割により、債権者の利益が十分保護されない事態が生じやすいであろう。

次に、侵害を受けた相続人が権利を主張できる時効をめぐる問題だが、相続法第8条は、「相続紛争の訴訟提起期限は2年とし、相続人がその権利の侵害を知りまたは知りえた日から起算する。ただし、相続開始の日から20年を経過したときは、訴えを提起することができない」と規定している¹⁰⁸⁾。本件の事実をみると、甲が死亡したのは1970年9月のことであり、丙₁が提訴したのは1994年である。甲が死亡した時点、すなわち相続開始時から1994年まで、すでに20年以上経過したため、丙₁の権利はすでに消滅したと思われる。判決内容部ではこの問題を説明しなかった。判決の編集者は、遺産が分割されなかった場合、その所有が自動的に共有形態に転化し、丙₂が居室を独占しようとするときには、丙₁は不法行為により提訴できるという方法で時効の問題を回避できると説明している¹⁰⁹⁾。しかし、仮に中国相続制度において相続人が共有権に基づき賠償を請求することが可能としても、各相続人が具体的にどのくらい賠償を請求できるかは不確

定な場合が多いと思われる。なぜなら、前述のように相続人の労働能力の有無、相続人が要扶養者であるか否かおよび権利・義務一致などの諸要素が実際の請求額を左右しているからである。したがって、各相続人の相続分は遺産を分配してはじめて決まることになる。ところが、本件の場合には遺産分配訴訟が時効の原因により提起できないのだから、丙₁の損害は確定することができないはずであろう。この点に注意すると、説明には理論的な矛盾が存在するといわざるを得ない。

この事件は直接に中国法の遺言相続における必留分の問題に触れていないが、丙₁は自己が相続すべき部分の権利を主張したため、具体的にどういった権利を指しているかは漠然としており、考えによっては、丙₁は甲の遺産に対する法定相続分のみならず、乙の遺産に対しても、すなわち日本法でいう遺留分減殺請求的な権利をも主張したとみることもできる。しかし、現行の相続法第19条は「遺言は労働能力に欠けまた生活の基盤の無い相続人に対し必要な遺産分を保留すべきである」と規定しており、この条文の趣旨は前にも述べたように、国が負う社会福祉の役割の一部を個人に分担してもらうことに求められる。本件の丙₁は第19条が規定する者に該当しないため、必留分による乙の遺産の分配は全く考慮されなかった。この事例を通じて、現段階では、中国相続法の必留分制度は単に要扶養相続人の配慮にとどまり、遺留分制度のもう一つの重要な役割である相続人間の平等を図るものではないことが伺える。

2 遺贈扶養取り決め¹¹⁰⁾

1) 事実概要

被相続人甲は1987年10月に妻と離婚し、その後、子の乙₁、乙₂、乙₃、乙₄ら(被告)と離れて、独立生活を営んだ。1990年6月、甲は他人の紹介を経て、丙₁(原告)を家政婦として雇った。3ヶ月後、両者の仲が良かったため、甲は丙₁を継子にした。1994年4月9日に、甲は丙₁とその夫である丙₂(原告)との間で、丙₁、丙₂は甲の生活、医療、葬式上などの

負担を負い、甲は全遺産を丙₁らに遺贈する旨の遺贈扶養取り決めに締結し、公証処でその公証を行った。同年5月10日に、甲は丙₁らの隣に引っ越し、丙₁らは甲の生活上の面倒を見た。1994年11月、丙₁は刑事上の責任で2年の実刑判決を受けた。1995年8月25日、丙₂との関係が悪くなったため、甲は他所へ引っ越し、再び独立生活を始めた。それまでは丙₂は引き続き甲の世話をしていた。

1996年11月2日、甲は交通事故で死亡し、4万円の慰謝料が認められた。これを知った甲の子乙₁らは、甲の葬式を行った後、慰謝料の4万円、甲の貯金9000元、現金316元および甲の日用生活品を処理して得た2440元を占有した。また、乙₁らは甲の葬式のために4089.26元を出費し、欠勤による損失が1000元ある。

原告丙₁らは提訴し、遺贈扶養取り決めがあることを理由に、遺産および慰謝料の引き渡しを請求した。乙₁らは、慰謝料は死者の親族への賠償であり、遺産に属さないことを理由に丙₁らの請求を拒んだ。

2) 判決内容

人民法院は甲と丙₁らが締結した遺贈扶養取り決めが有効であると認めたと上で、取り決めは契約のような性質を有していると認識した。したがって、丙₁らによる義務の履行は、不完全でありながら、行った義務の対価として死者の遺産に対し一部の権利を持っている。また、死亡補償金(慰謝料)は死者の扶養者および贍養者¹¹¹⁾への経済的、精神的賠償であるから、丙₁らは甲を扶養した以上、慰謝料に対する権利の一部を有するといふべきである。

以上のような理由で、1997年4月9日に、法院は以下のような判決を下した。

乙₁らは、原告に対し、甲の遺産の一部である5878元を連帯して返還しなければならない。

甲の死亡による慰謝料に関し、乙₁らは連帯して丙₁らに1万7455.37元を返還しなければならない。

乙₁らは、1、2項の総額2万3333.37元を判決の効力が生じてから10以内に完済しなければならず、期限を越えた場合、中国人民銀行が規定する利率の倍額で遅納金を支払うものとする。

3) 分析

本件は遺贈扶養取り決めに締結する主体、遺贈扶養取り決めの一部履行の評価および慰謝料の性質との3つの問題点に触れている。

まず、遺贈扶養取り決めに締結する者の主体に関し、相続法第31条¹¹²⁾では扶養者と規定している。ここでいう扶養者は法定相続人以外の者でなければならない。その理由としては、法定相続人の場合、仮に遺贈扶養取り決めがなくても、本来の法が規定する老人を扶養する義務を負わなければならないからである。当然、権利・義務一致の原則の下で老人に遺産があるときには、扶養した法定相続人の利益が優先的に考慮される。本件の場合、甲は丙₁を継子にしたため、継子は子と同じ法的地位にある。従って、厳密に言えば本件の遺贈扶養取り決めは、主体が適合しないため無効であると言わなければならない。ところが、判決はこうした要素を全く考慮しておらず、甲と丙₁らとの遺贈扶養取り決めが有効とした前提で、丙₁らは遺贈扶養取り決めが規定している義務の一部を履行したと認めた。

次に、本来、遺贈扶養取り決めは扶養者が被扶養者の生前の扶養と死後の葬式を行って、はじめて効力が生じるものである。本件の場合は、丙₁に実刑判決が言い渡され、丙₂が甲との関係が悪化したため、遺贈扶養取り決めが規定しているすべての義務を果たすことができなかった。そのため、丙₁らが甲のために果たした義務の対価をいかに満足させるかが問題として生じる。中国相続法は遺贈扶養取り決めが契約の性質を帯びているとしている。したがって、契約に関する一般法理によれば、本件の遺贈扶養取り決めは不完全履行のため、債務不履行のものである。ところが、判決は、忠実に権利・義務一致という相続法の大原則に基づき、たとえ遺贈扶養取り決めが完全に履行されていなくても、扶養者の行っていた義務を被扶養者の遺産を通じて実現させた。判決の考えは相続法における原則の

一貫性を維持している観点から評価すべきであろう。

最後に、身体侵害による慰謝料請求権をめぐる議論についてはすでに簡単に整理したが、本判決は確定された慰謝料の帰属性について論じており、慰謝料請求権を有する者の範囲を明確にした。すなわち、判決理由では、死亡補償金は死者の扶養者および贍養者への経済的、精神的賠償であると述べている。この表現から推測すれば、死者の遺族のみならず、何らかの理由で実際に死者を扶養していた密接な関係を持つ他人でも、死者の慰謝料を受ける権利があると考えられる。

上述の2つの遺言相続に関わる事例を見ると、現行相続法において、遺言による遺産処分から生じた紛争はそれほど複雑なものではない。現制度では、必留分に関する規定はあるものの、この制度は弱者の相続人の生活を保障するものであるため、その請求額は日本法のような遺留分減殺請求による額とは比較できないものである。したがって、通常、この請求による既成の遺産分配に与える影響は限られていると思われる。

概して言えば、現行の遺言相続における必留分制度の趣旨は、遺言者の遺産処分をそれほど制限しておらず、相続人間の平等よりも、むしろ相続人の生活保障に重点が置かれている。ところが、時代の変革とともに、遺言相続制度における相続人間の公平を図る規定が制定されると、静的安全と動的安全との利益考慮は一層複雑になると推測される。

六 小 括

従来、中国相続法全般の見直し問題は、個別の争点を除き、契約法、物権法などの基本法制定の議論と異なり、それほど盛んに論じられてきたわけではなかった。ところで、最近、中国民法典の制定作業を加速させようという狙いで、「中国民法典立法研究課題組」が結成されたようである。この研究組が提案した総則、債権編、物権編、不法行為編および相続編な

どを含めた民法典建議稿が、インターネット上において公開されるようになった¹¹³⁾。この民法典建議稿がどのような経緯で制定され、また、実際の民法典にどれくらいの影響を持つかは、現段階ではあきらかではないが、相続編に関して言えば、少なくとも、建議稿を通じて現在の中国相続法に対する中国の学者の問題意識を推測することができると思われる。

本稿は、近時の中国社会の変遷により生じた新たな相続法上の課題、裁判例を通じて、実際に発生した相続制度における相続債権者の保護に関わる不備な点、および遺言相続の現状を提起することにとどまっている。その分析から分かるように現行の相続法規定のもとでは、必ずしも中国における市場経済の導入から浮上する問題を解決できるとは言えない。しかし、中国の相続法立法の議論を考えると、中国には7割の農民を抱えている事実も念頭に置かなければならない。都市部と農村部との現状の格差は、中国政府が相続法の役割を再検討するに当たって、少なからず影響を与えている。また今まで社会保障の役割分担の一部を、対価的な原理を貫いた相続法によってまかなってきているが、今後、相続法改正に際して中国は、政府が負担する福祉財政をなるべく相続財産を利用して軽減させたいという思惑と、市場経済社会が欠かせない取引の安全との関係を再び吟味しなければならぬことは間違いない。

以下の章では、今回の建議稿の公開を契機に、建議稿における現行相続法の原則の維持と改革という点を踏まえつつ、学者がいかなる解決法を用いて多様化しつつある相続をめぐる紛争を処理しようとしているのか、その実態を究明する。また、建議稿における現行相続法との質的な差異を分析して、新しい規定のもとで、本稿で提起した諸問題を解決できるか否か、また解決できないとした場合、日本法を中心とする比較法上の学説・議論を用いて、紛争を解決できるか否かを分析したい。さらに、中国政府は将来における台湾との統一を想定しているため、台湾法による参考あるいは併合できる制度としての立法の模索が存在するかどうかは一つの興味深い研究テーマである。したがって、建議稿の内容と台湾の相続制度との比較

も視野に入れて、両制度における共通点があるか否かを検討してみたい。

- 1) 中国語では、日本語で言う相続または承継のことを継承と称しているが、日本の読者にとって、あまり馴染まないことばであるため、本論文では、日本語の習慣に従い、相続と継承とを同じ意味で使用し、言葉を統一する。
- 2) 新しい中国契約法は、中国民法の契約部分に関連する基本法の役割を果たしていた三つの契約法、すなわち、経済契約法、涉外経済契約法および技術契約法を一体化し、比較法的な考えを積極的に取り入れた斬新なものである。この契約法は1999年10月1日に施行され、中国の改革開放政策以来、国策の変化がもたらした取引紛争を中心とした諸問題を解決する主役となっている。
- 3) 梁慧星『中国物権法草案建議稿：条文，説明，理由与参考立法例』（社会科学文献出版社 2000年3月）序言。
- 4) 王利明『民商法研究 第三集』（法律出版社 1999年1月）198頁。
- 5) 鈴木賢『現代中国相続法の原理 伝統の克服と継承』（成文堂 1992年7月）。
- 6) 房紹坤・郭明瑞・唐広良『民商法原理 債権法・侵權行為法・継承法』（中国人民大学出版社 1999年2月 第1版）564 573頁。
- 7) 王利明・郭明瑞・方流芳『民法新論（下）』（中国政法大学出版社 1988年7月 第1版）646頁。
- 8) 1999年3月の憲法修正案第14条の最後に「社会主義初期段階において、公有制を主体とし、各種類の所有制経済が共に発展する基本経済制度を堅持し、労働に応じて分配することを主体とする各種類の分配方式が共存することを堅持する」と改正し、憲法において公有制以外の所有制、および労働以外の方法（資本など）によって収入を獲得することを認めた。また、修正案16条は非公有制経済を認める上で「個人経営経済と私営経済は社会主義市場経済の重要な一部である」と規定した。この修正によって、個人経営経済と私営経済が憲法において占める地位は“補充的”存在から“重要な部分”に上昇し、従来の公有制経済と同じ地位に置かれている。華夏「中国における私有財産と非公有制経済の憲法的保障」比較法雑誌第35巻第2号45 46頁（2002年）。
- 9) 近時、国有企業の負担を減らし、また、経営不振あるいは破産した企業が抱えている作業員を保護することにより社会の安定化を図るために、国有企業が担ってきた社会福祉的な役割を地方政府の機関の管轄に転化させていく作業、たとえば、社会保障カードの配布などの措置が、各都市において至急に行われている。
- 10) 劉素萍『相続法』（中国人民大学出版社 1988年版）86頁。
- 11) 劉春茂主編『中国民法学 財産継承』（中国人民公安大学出版社 1990年6月第1版）52頁。
- 12) 劉素萍・前注10)82頁。
- 13) 劉春茂主編・前注11)57 58頁。
- 14) 劉春茂主編・前注11)55 62頁。
- 15) 権利と義務の同時承継は、遺産の一体性および合法的な債権者と相続人の利益を保護す

るために必要な制度であり、限定相続原則の範疇にあり、ここでいう社会福祉的な役割を果たしている原則の中身とは次元の異なるものであると思われる。

- 16) 江流「權利和義務相一致不是繼承遺產的普遍原則」(法学1983年6期)28頁,方恒「權利義務一致是繼承法基本原則?」(復印報刊資料・法律1986年4期)64頁。
- 17) 婚姻法第21条の前半は、「父母は子に対し扶養・教育する義務がある。子は父母に対し瞻養,扶助の義務がある」と規定している。第28条は、「負担能力のある祖父母,外祖父母は,父母が死亡し,または父母に扶養能力のない未成年の孫,外孫に対し,扶養の義務がある。負担能力のある孫,外孫は,子が死亡し,または子に瞻養能力のない祖父母,外祖父母に対し,瞻養の義務がある」と規定し,第29条は、「負担能力のある兄,姉は,父母が死亡し,または父母に扶養能力のない未成年の弟,妹に対し扶養義務がある。兄,姉の扶養により成人した負担能力のある弟,妹は,労働能力に欠ける,または生活の糧のない兄,姉に対し扶養義務がある」と規定している。
- 18) ここで言う扶養は,内容的に日本法よりもはるかに広い範囲を意味している。通常,生活に要する費用の負担,生活面での面倒見・世話・介護,および精神面・感情面での尊敬・配慮の三つの側面を含むと理解されている。梁書文・黄赤東主編『繼承法及配套規定新釈新解』(人民法院出版社 2001年4月版)467頁。
- 19) 鈴木賢・前注5)253頁,鈴木教授は著書で「遺贈扶養取決め」という言葉を用いている。整合性を保つため,本論文においても同じ用語を使用する。
- 20) 中国相続法第31条は,「公民は扶養者と遺贈扶養協議を結ぶことができる。扶養者は協議に従って,当該公民の生前の扶養・死後の弔いの義務を負い,受遺の権利を有する。
公民は集団所有制組織と遺贈扶養協議を結ぶことができる。集団所有制組織は協議に従って,当該公民の生前の扶養・死後の弔いの義務を負い,受遺の権利を有する」と規定している。
- 21) 現在,中国ではこのような考えの差異を「代溝」と称している。
- 22) 劉春茂主編・前注11)72頁。
- 23) 鈴木賢・前注5)293頁。
- 24) 鈴木賢「中国における高齢者扶養と介護」石川恒夫・吉田克己・江口隆裕編『高齢者介護と家族-民法と社会保障法の接点-』(信山社 1997年4月初版)423頁。
- 25) 劉春茂主編・前注11)64頁。
- 26) 近時,中国では住宅制度改革が実施されており,1998年に中国國務院が「関与進一步深化城鎮住房制度改革加快住房建設的通知」を公布し,従来の住居が職場により分配される方法が完全に廃止され,個人が所有権付きの住居を購入することが一般化してきた。
(http://www.allchinadata.com/hangye/dianzi_show0.asp?showid=6946)(2002.7.2)
- 27) 2002年2月28日発表した中国國家統計局のデータによれば,2001年末まで,中国国内に上場した企業の総数は1160軒に増加し,株の時価の総額は4兆3522億元に達した。
(<http://www.stats.gov.cn/tjgb/ndtjgb/qgndtjgb/200203310045.htm>)(2002.10.7)
- 28) 齊樹潔・林興登「論繼承法对債權人利益的保護」(アモイ大学学報 哲社版 1998年第3期),張玉敏「財産繼承中債權人利益的保護」(現代法学 1997年2月)。
- 29) 近時,破産法の改正に関する動きが現れており,個人破産問題をカバーした破産法の樹

立により、一定の問題の緩和が期待できる。

- 30) 具体的にいえば、「最高人民法院関与貫徹執行中華人民共和國繼承法若干問題的意見」、「中華人民共和國民法通則」、「中華人民共和國文物保護法」および「中華人民共和國文物保護法實施細則」、「中華人民共和國著作權法」および「中華人民共和國著作權法實施條例」、「計算機軟件保護條例」、「中華人民共和國專利法」および「中華人民共和國專利法實施細則」、「中華人民共和國商標法」および「中華人民共和國商標法實施細則」、「中華人民共和國國家賠償法」、「中華人民共和國商業銀行法」、「中華人民共和國保險法」などがある。
- 31) 梁書文・黃赤東主編・前注18)244頁以下。
- 32) この問題は、国有企業につとめる人に深く関わっている。つまり、国有企業に勤める権利、勤めることにより、与えられた国有の社宅は、原則として、遺産にならないが、近時、社宅に関し、国の持ち家制度の樹立によって、状況が変わりつつある。社宅でも、一定の条件を満たせば、売買、相続の対象となる。この点の詳細は、後述する。
- 33) 梁書文・黃赤東主編・前注18)260頁。
- 34) 新しく改正された中国憲法のもとで、このような事業体の権利は、保障されるようになった。
- 35) もっとも、中国では民間人間の賃貸借契約は盛んなものではなく、本文で述べた賃貸借契約は、国有企業の社宅を中心に想定したものと思われる。しかし、中国での持ち家制度の導入により、剰余の住居を賃貸する事態が生ずれば、借家権のもつ居住の必要性からくる一身専属的な色彩が薄くなり、一般に相続されるべき権利であるという見地から、制度を見直さなければならぬと思われる。
- 36) 梁書文・黃赤東主編・前注18)265頁。
- 37) 梁書文・黃赤東主編・前注18)266頁。
- 38) 劉春茂主編・前注11)102頁、梁書文・黃赤東主編・前注18)266頁、王利民・郭明瑞・方流芳・前注7)678頁。
- 39) 我妻栄「慰謝料請求権の相続性」法学志林29巻11号1317頁(1927年)、有地享「慰謝料請求権の相続」ジュリスト300号178頁(1964年)。また、相続説には、これを説明しようとする人格承継説、人格存続説、時間的間隔説や極限概念説などの試みが存在する。
- 40) 中川善之助・泉久雄『相続法(第4版)』(有斐閣 2000年)170頁、加藤一郎『不法行為法(増補版)』(有斐閣 1974年)237頁以下、星野英一「最高裁判所民事判例研究 慰謝料請求権を認めた事例 兄が受傷後意識不明のまま死亡した場合の妹からの請求」法学協会雑誌85巻11号1554頁(1968年)、好美清光「生命侵害の損害賠償権とその相続性について」とくに慰謝料請求権を中心にして 田中誠二古稀記念『現代商法学の諸問題』(千倉書房 1967年)675頁以下等多数。近時、損害賠償請求権を一元的にせず、財産的損害は相続説とし、慰謝料請求権に関しては相続否定説をとる見解も現れた。内田貴『民法 親族・相続』(東京大学出版会 2002年7月初版)359-360頁。
- 41) 大判大2・10・20民録19・910。
- 42) 大判大9・4・20民録26・553。
- 43) 大判大15・2・16民集5・150。

- 44) これを認めた判例として、「残念、残念事件」(大判昭2・5・30新聞2702・5)や「向うが悪い向うが悪い」と叫んだ事件(大判昭12・8・6判決全集4・15・10)などがある。認めなかった判例は「助けてくれ」を意思表示として見ない事件(東京控判昭8・5・26新聞3568・5)などがある。
- 45) 最判昭42・11・1民集21・9・2249。
- 46) 川井健「慰謝料請求権の相続」ジュリスト500号(1972年)222頁,東京高判昭和36・7・5高裁民集14・5・309,東京地判昭和42・11・20判時499・27,大阪地判昭和42・5・26判時486・64,横浜地判昭和39・2・7下級民集15・2・284,東京地判昭和43・7・20判夕225・133等。
- 47) 吉村良一『不法行為法(第2版)』(有斐閣 2000年)115頁。
- 48) 慰謝料の金額の判定に関し、遺族に苦痛を与えた否か、また、どの程度の苦痛を与えたかについては、その具体的な算定は困難な問題である。しかし、事前に計算する基準あるいは尺度を詳細に規定することにより、問題の解決につながるであろう。なお、財産的損害を算定する場合、相続否定説による扶養利益に限定せず、一定の類型化を含めて、いかなる経済的寄与を家計共同体において果たすべきであったかという一種の規範的な損害計算が考えられる。吉村良一・前注47)144頁。
- 49) 49条は「相続人が扶養義務を果たす能力があるにもかかわらず、その義務を尽くさなかったため残した債務は、たとえ遺産が債務の弁済に不足であっても、相続人は弁済責任を負わなければならない」と規定している。
- 50) 劉春茂主編・前注11)63頁。
- 51) 張玉敏著『繼承法律制度研究』(法律出版社 1999年7月第一版)293頁,齊樹潔・林興登・前注28)。
- 52) 所有権に対する概念であり、制限物権と同じ意味で用いる。
- 53) 物権法草案建議稿は、有力な学者が物権法制定に際して、自己の考えをまとめたものであるが、実際の法制定にかなりの影響を及ぼす。
- 54) 中国の新しい契約法は人,法人,一方当事者などの私法的な概念に改め、公法の色彩をなくそうとしている。ところが、物権法建議稿では依然として公民という概念が使用されているのは、国が土地の利用においてその行政的影響力を維持したい狙いがあるからであると思われる。土地の利用は国家から認められ、保障された権利であることを主張することは、社会主義国制度を堅持する上で、土地公有制度を守るための必要手段であろう。
- 55) 王利明主編『中国物権法草案建議稿及説明』(中国法制出版社 2001年4月版)42頁。当然、期限延長の土地使用料を支払わなければならない。
- 56) 第180条では、「同一建築物の中に、各区分所有者が有するその専有部分に対する専有権、共有部分に対する共有権は、建築物区分所有権である」と述べ、建築物区分所有権の定義を明確にした。第181条から第191条にかけては、建築物区分所有権をめぐる詳細な内容を述べたものである。王利明主編・前注55),(48 52頁)。
- 57) 典権という概念は、中国物権法における独自のものであり、すなわち、一定の金銭を支払い、使用、収益のために、他人の不動産を占有する権利である。
- 58) 王利明主編・前注55)343頁以下

- 59) 梁書文・黄赤東主編・前注18)267頁,劉春茂主編・前注11)96頁。
- 60) 王利明主編・前注55)345頁。
- 61) 江平主編『中国土地立法研究』(中国政法大学出版社 1999年版)295頁。
- 62) 王利明主編・前注55)第271条,70頁。
- 63) 梁書文・黄赤東主編・前注18)282頁。
- 64) 江平主編・前注61)281頁。
- 65) 「土地管理法」第62条は、「農村部における農民の一つの世帯は一箇所の宅基地のみを有することができる;その宅基地の面積は,省,自治区,直轄市が規定する基準を超えてはならない。農村住民の住宅建設は,郷(鎮)の土地利用全体の計画に照らし,できるだけ在来の宅基地と村内の空閑地を使用する。農村住民が住宅を建てるのに使用する土地は,郷(鎮)級人民政府の審議を経た後に,県級人民政府により承認する。……農村住民が住宅を売却,賃貸した後に宅基地を再申請したときは,承認を与えない」と規定している。
- 66) 無償なのか有償なのかについては,国策が不安定な側面も伺える。江平主編・前注61)286 287頁。
- 67) 王利明主編・前注55)383頁。
- 68) 王利明主編・前注55)532頁。
- 69) 王利明主編・前注55)537頁。
- 70) 中国の物権法が体系的に制定されていないため,占有の相続性を肯定するメリットを現段階で推測するのは適切ではないと思われる。
- 71) 倪江表著『民法物権論』(正中書局 1983年版)413頁。
- 72) 謝在全著『民法物権論(下)』(三民書局 1997年9月)504頁。
- 73) 例えば,中国法では,製品の発明者および製品を製造する工場の所有者の写真は,商標として登録することができる。これは荣誉たることと考えられ,人身的な権利として認識されている。
- 74) 劉春茂主編・前注11)103頁。
- 75) 新婚姻法は,家庭内暴力における相手方の身体への侵害の防止を配慮した内容である。
- 76) 楊大文主編『新婚姻法釈義』(中国人民大学出版社 2001年5月第1版)3 4頁。なお,加藤美穂子「《中華人民共和国婚姻法》修正までの経過解説(上)(下)」戸籍時報531号2頁,532号14頁(2001年8月,9月),この論文は中国新婚姻法を簡単に紹介している。
- 77) 日本でいう夫婦財産共有制である。
- 78) 日本でいう夫婦別産制である。
- 79) 馬憶南「婚姻法修改中几个争議問題的探討」(中国法学2001年第1期)140頁。
- 80) 陳葦「完善我国夫妻財產制的立法構想」(中国法学2000年第1期)87頁。
- 81) ここでいう処理権は,占有,使用,収益および処分などの広範にわたる諸権利の総称である。
- 82) 物権の権利に関して,新婚姻法では直接言及していないが,第17条の規定でいう共同所有に帰すべき財産は,これを包摂しているのであろう。
- 83) 蔣月「夫妻財産糾紛の熱点和難点」(法学2001年第2期)46頁,馬憶南・前注79)145頁。
- 84) 蘇号朋「我国繼承法有“限定繼承”原則」(法治論叢 1994年1月)36頁。

- 85) 齊樹潔・林興登・前注28)45頁。
- 86) 張玉敏・前注51)295頁。
- 87) 中国相続法第33条1項の後半では、「税金の納付および債務返済は、その遺産の實際価額を限度とする。相続人が遺産の實際価額を超える部分を自由意思で返済する場合はこの限りでない」と規定している。すなわち、相続法は限定相続としているが、相続人の意思で超過する部分を弁済することもできるため、結果として、中国法ではこれを包括承認と認識されている。
- 88) 「受遺贈人は受遺贈を知って後2ヶ月以内に、受遺贈を受けるかあるいは放棄するかの表示を行うべきである。期限に至り表示がないときは、受遺贈を放棄したものとみなす。」
- 89) 「相続開始の後、相続人が相続を放棄するときは、財産処理の前に、相続放棄の表示を行うべきである。期限に至り表示がないときは、相続を受けたものとみなす。」
- 90) 中国の「民法通則」第58条4項、「悪意で結託して、国家・集団あるいは第三者の利益に損害を与えた民事行為は無効である」と規定している。
- 91) ここでいう法定の義務は、未納の税金の納入や債権者への債務の弁済などの本来相続人が負うべき責任を指していると思われる。
- 92) 近時、このような解決法に反論を見せる立場が現われ始めた。(<http://www.civillaw.com.cn/research/content.asp?type='案例研討'&programid= 4&id= 1>)(2002.10.7)
- 93) 王沢鑑「拋棄繼承と詐欺債権」『民法学説と判例研究⁽⁴⁾』(中国政法大学出版社 1998年1月版)343頁。なお日本法では、相続放棄については、相続人の選択の自由を保障するために、債権者取消権の対象としていない(最判昭49・9・20民集28・6・1202)。
- 94) 高言・劉玉苓主編『繼承法理解適用与案例評析』(人民法院出版社 1996年9月第1版)268頁。
- 95) 楊振山主編『民商法実務研究・繼承卷』(山西経済出版社 1993年9月第1版)165頁。
- 96) 高言・劉玉苓主編・前注94)294頁。
- 97) 高言・劉玉苓主編・前注94)296頁。
- 98) 林嘉主編『以案説法・婚姻家庭繼承法編』(中国人民大学出版社 2000年1月版)262頁。
- 99) 原典ではどんな裁判を起こしたのかは明らかでないが、おそらく支払い義務の存在しないことの確認を求めたのではないと思われる。
- 100) 竜翼飛主編『民法案例分析』(中国人民大学出版社 2000年5月第1版)194頁。
- 101) 中国では、「分」を「份」と表記している。そして「必留份」以外に、「特留份」「保留份」「必繼份」「応繼份」などの用語も同じ意味で使われている。
- 102) 佟柔主編『中華法学大辞典』(中国検察出版社 1995年6月第1版)642頁、江平・巫昌禎主編『現代実用民法詞典』(北京出版社 1988年版)320頁。
- 103) 鈴木賢前注5)232頁。
- 104) 「生活に特殊な困難があり労働能力に欠ける相続人に対しては、遺産を分配するときに、配慮すべきである」(相続法第13条2項)。
- 105) 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選:1992-1999合訂本 民事卷(上)』(中国法制出版社,2000年9月版)167頁。
- 106) 民法通則第78条は、財産の共有を規定する条文である。その前半は、「財産は二人以上

の公民または法人により共有することができる」と規定している。

- 107) 中川善之助・泉久雄・前注40)217-230頁。その具体的な議論は、次章の民法典相続編建議稿の分析でもう一度整理したい。
- 108) 相続法第8条は、日本法でいえば相続回復請求権にあたるもので、この請求権の消滅時効を規定したものと解釈されている。また、建議稿では、「相続回復請求権が消滅する」と規定されている。
- 109) 最高人民法院中国応用法学研究所編・前注105)170頁。
- 110) 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選2000年第1輯』(人民法院出版社2000年版)65頁。
- 111) 通常、法定の扶養義務を有する親族を意味する。
- 112) 条文内容については前注20)参照。
- 113) <http://www.civillaw.com.cn/elisor/> (2002.10.7)